

メキシコ
遠征(一八
六六年—
六七年)

第二帝國の最大海外遠征たるメキシコ遠征は全然失敗せり。初めフランスはイスパニア人イギリス人と共に連合して、メキシコの共和政府をして、ヨーロッパの債権者に對する其義務を履行せしめんことを期せり(一八六一年)。然るに偶々北アメリカ合衆國の内亂起りしかば、ナポレオン三世は中部アメリカ及び南部アメリカに於けるラテン人種をして、フランス國の保護の下に、再び勃興せしむべき時機至れりと思推せり。是に於て債務督促戦争は忽ち變じて大規模の人種及び植民戦争となり、フランス人はメキシコを征服して、新帝國を建設せり(皇帝マキシミアノ一八六四—六七年)。然れども奴隸戦争終結後北アメリカ合衆國がフランス人の滯留を欲せざるの意思を強固に表明するに及びて、フランス人は再び退去し、新帝國は瓦解せり(一八六七年)。

一八八〇年代以後フランス共和國は其植民地を著しく増加せしめたり。一八八一年チュニスの保護權を得て、イギリス、イタリア兩國人の怨を買ひしが、其海岸にビゼルト軍港を建設せり。又セネガムビア、アルジェー及び一

アフリカ
に於ける
最近の領
土獲得

八八四年以來漸次獲得せられたるコンゴ地方を根據として、フランス人は後方内地に其勢力を伸張せんが爲めに、一日も怠ることなし。

最近二十年間に於てフランスはアフリカ大陸全面積の約四分の一を包括する植民地帝國を大陸の西北に建設し、以て、世界政治史上に於ける第一位の大業を遂行せり。フランスは益々其勢力をマロッコ地方、ニジェール及びコンゴ方面に向つて擴張せんと欲し、サハラ鐵道を建設せり。然れどもコンゴよりナイルに進まんとしてイギリス人と衝突せんことを恐れて中止せり(一八九八年)。イギリス、フランスは兩國の勢力範圍の境界線として、コンゴ—ニール間の分水嶺を定め、其後一九〇四年に至りて、此兩國はエジプト、マロッコ、中央アフリカ、インド支那、ニッカーブ、ウツンドランドに關する凡ての紛議に就きて協商を遂げて、互に其現在の領土の保全を保障し、其勢力範圍内に於ける自由行動を承認することゝなれり。

一八八五年以來マダカスカル全島はフランスの保護の下に立つこととなれり。フランスは此保護權を強固にせんが爲めに、一八九五年遠征を行

東京

へり。東京及び安南に於ては土民の首領狡黠にして、加之支那人の容喙するありて、數次の激戦によりて、フランスは漸く其主權を確立するを得たり（一八八三—一八八五年）。一八八八年以來フランス領後インドはインド支那と稱する一大行政域に統一せられたり。一八五三年に既に占領せられたるニッカーレドニアを外にして、フランス領として、タヒチ島ありしが、其後猶若干の島嶼またフランス領となれり。アメリカに於けるフランス領は之に反して増減なし（マルチニック、グアドルッブ、カイエンヌ）。

一八八〇年代以來フランスは一個の拓植會議と植民學校とを設け、一八九二年以來植民地陸軍を置けり。拓植省は初め海軍省内に設置せられ、次で商務省に併置せられしが、後遂に獨立の一省となれり（一八九四年）。一八九九年以來は植民事務所ありて、植民地の事件に關する公衆の質疑に應せり。

五 イスバニア

第十七、八世紀の交イスバニアの經濟界は其衰頹の極に達せしが、第十八世紀に至りカローロ三世の治世の下に再び盛運に向へり。カローロ三世は進

歩的専制主義の代表者の一人にして、カタロニアの工業は此時代に其基礎を確立して今日に至るまでイスバニアの經濟政策を左右せり。ナポレオンの時代にイスバニアは空前の悲運に沈み、イギリスの交情によりて僅かに滅亡を免かれたり。然れども内亂及び反亂によりて、國力疲弊し、其窮狀は世界平和克復後に至るも、依然として變せず、遂に其アメリカ植民地の離反を防ぐこと能はざりき。

第十九世紀の中葉に至るまでイスバニアは禁止政策を固守せしが、一八六二年に至りて關稅法を制定し、高度の保護政策をとれり。然れどもイサベラ二世の没落（一八六八年）後、共和政府（フィゲロラ内閣）は全然自由貿易の思潮に投せり。

ブルボン家の復位以來（一八七五年）イスバニア王國の經濟狀態は再び不斷の進歩を示し、從來の外國貿易の不平均も全く其跡を絶ち、近年の輸出入貿易は殆ど平均せり。フランス、葡萄牙の耕作の虫害は世界の葡萄産額の増加を促かし、間接にイスバニア經濟界の勃興を助長せり。一八七六年イスバ

ニアの葡萄酒の輸出は三〇〇、〇〇〇ヘクトリットルに達し、一八九〇年以來は年々千乃至千二百萬ヘクトリットルに上れり、果實及び油の輸出も同様に昂進せり、然れどもフランス・イタリア兩國が葡萄酒の生産過剰に苦しむに至りたる後は、イスパニアの葡萄酒輸出も著しく減退せり。

最近二十年間隆盛を極めたる鑛山業は頗るイスパニアの富源を増加せり。第十八世紀の後半アルマダの水銀鑛再び採掘せられ、三百年以來フツゲルの手にありし其賃借權は、今やロスチャイルド家に歸せり。一八三〇年以來世人は銀及び銅(リオリチント)に着目し、その後更に鐵及び石炭に着目せり。鐵鑛の主要港ビルバオは外國資本によりて創立せられたる金屬工業の中心點となれり。目下鑛産物の總額は二億ベセタにして、鐵は其大半を占む。

保護貿易主義の大陸を風靡するに至るや、イスパニアに於ても、農業家は保護主義の工業家に加りて保護關稅の必要を主張せり。政府はフランスの例に倣ひて凡ての通商條約を破棄し、一八九二年一月一日を以て最高最

植民地

イスパニア
植民地の
最盛期
後

低率の設ある高度の保護關稅法を實施し、之に基きて新に外國と通商條約の商議を開始せり。一八九四年ドイツ帝國との間に關稅戰爭起り、數年繼續せり。最新關稅法(一九〇五年)は保護主義に其基礎を置けり。然れども外國との通商條約締結の商議は尙進行中のもの大部分を占む。イスパニア國狀の不安は其内閣交迭の頻繁なるに徴して之を知るべし。一八九八年のアメリカ合衆國との戰爭の創痕は未だ全く癒ざるなり。農業は大地主と無資力農民との争によりて其發達を害せられ、中等農民の存せざる地方多し。而して此國にはマルクスの原則に基きて組織せられたる勞働者團體の外に、無政府黨員頗る多し。

イスパニア植民地 第十九世紀の初めまでイスパニアは植民地を有する國家中の第一位にありしが、目下此地位を有せず。

第十九世紀の初めイスパニアは中部アメリカ南部アメリカを失ひたるも、尚キューバ及びホルトリコを新世界に有せしが、その住民屢々反し、最後に一八六八—七八年、イギリス・北アメリカ合衆國は相踵で此機に乗じ其野

心を實現せんと注意を怠らざりき。奴隸解放以來砂糖、煙草の生産地たる此島嶼の状態は日に險惡となれり。一八九五年遂にキッピーバに反亂起り、アメリカ人を助け、同時にフィリピンの人蜂起せり。アメリカ人はハバナに於ける一アメリカ船の沈没を以てイスパニア人の敵意なりとて、遂にイスパニアに對して戰を宣し(一八九八年)イスパニア艦隊をカビテ(マニラ附近)及びキッピーバ島のサンジゴに破り、バリーの平和(一八九八年十二月)によりてキッピーバ、ポルトトリコ及びフィリピンをイスパニアより獲たり。一八九九年イスパニア政府はカロリナ、マリアナ及びバラオ諸島を二千五百萬ベセタの價格を以てドイツに讓與せしかば、今や僅かに少許の西部アフリカ小植民地を有するに過ぎず(フェルナンド・ポ)。カナリア及びブレシチオは行政上本國に屬す。

六 ボルトガル

ポルトガルは第十六世紀に於て海上に勢力を振ひしも、第十七世紀に於て甚しく衰へしが、黄金、金剛石及び砂糖に富める其植民地ブラジルの勃興

第十八世紀に於て、ポルトガルの勃興

第十九世紀に於ける衰頹

によりて、復一時國運隆盛に赴けり。斯くして第十九世紀の初年に至りしが、ナポレオンがポルトガルを占領するに及びて、王家は海外に逃れ(一八〇七年)ブラジル大植民地は獨立の帝國となれり。是に於てポルトガルは凡ての點に於て劣等國の地位に下り、商業も沈滞せり。ブラジルは今ポルトガルの手を経ずして外國と交通し、一八三〇年メツェン條約の廢止せられしにも關らず、國運漸次上進せり。

一八六〇年代に於てポルトガルは高率の保護關稅法を廢し、自由主義に轉じ、重なる貿易國と自由貿易主義の通商條約を締結せり。一八八〇年代に至りて再び保護主義の潮流に投せり。ポルトガルは常に財政窮乏し、國債過重、歳入缺陷、紙幣、外國貿易の大不權衡に苦めり。

以前の植民地中今尙存するものは數個の南東部アジア地方(ゴア、ヂウダ、マオ、東チモル、マカオ)の外僅かにアフリカの廣大なる地域(喜望岬群島、ギネア、アンゴラ、デベンチェン、モザムビーク)に過ぎず。最近のアフリカ分割に際して、ポルトガルは内地に於て未だ曾て實際行ひしことなき所有權を主

植民地

最近の變遷

張せしも、イギリス・フランス・ドイツ等の列國は之を斥けたり。然れどもポルトガルは數個の條約によりて二百萬平方キロメートル以上の土地を得、現今尙植民地の爲めに頗る盡しつゝあり。

七 イタリア

イタリアは第十九世紀に至るまで經濟上分離せる數個の小邦の總稱に過ぎざりしが、ナポレオン一世の時始めて政治上及び經濟上の統一を得て、大陸封鎖同盟に加りたり。一八一五年の王政復古と共に、中間關稅境界線及び地方的保護制度も亦復活せられたり。然れどもイタリアは乞食強盜及び秘密結社の地と思惟せられ、工業を有せず、自己の天産物の貿易さへ外國人の手に歸せり。

一八五一年カプルー伯がサルデーニヤ王國の商務、財務及び海軍の局に當ると共に、改革運動は此王國より起れり。カプルー伯は貿易政策を目するに一般政策の一方便とし、イタリア民族を統一してサボヤ家を戴かしむるを以て、其最後の目的なりと信せしが、十年間に彼は此目的を達するを得たり。

イタリアの分裂

カプルー伯の貿易政策

彼は自ら自由貿易説を信じ、諸般の改革に於て此主義を實行し、之によりてイギリス及びナポレオン三世の好意を得んと務め且多數の貿易國と新に條約を締結せり。殊に其鐵道政策は頗る大なる國家的意義を有したり。トリノに起りアペニン山を踰へてジッネーブに達する鐵道(一八五四年)は、リグリア海市の繁榮を來せり。但しカプルー伯の時代にアルプス北邊の諸國と北部イタリアとを連絡する鐵道は、僅にオーストリア南方線一條に過ぎず。一八五七年に起工せられ、一八七〇年に完成せるモン・セニス線・サン・ゴットハルド線(一八八二年)及びシムブロン墜道の開鑿(一九〇五年)等は凡て其死後(一八六一年死)に屬す。

一八五九年より六七年に至る戰亂によりて、イタリア統一の業成るや、直ちに小邦關稅撤廢せられ、全王國に適用すべき低率の關稅制定せられたり(一八六一年)。イタリアはイギリス・フランス二國の力を用ひたる西ヨーロッパ通商條約系統に加入せしが、其變化餘りに急激なりしを以て、輸入激増して輸出之に伴はず、國內の工業は外國との競争に堪へずして瀕死の境に

イタリアの西ヨーロッパ通商條約の直接加入

陥れり。

イタリアは其後關稅經濟上の理由よりは、寧ろ財政上の理由よりして、自由貿易主義を棄て、其收入を増加せんが爲めに、一八六一年の關稅を其後再三改正せり。然れども歲入の缺陷は二百乃至二百萬フランに達し、一八六六年には七百萬フラン以上に達せしかば、此の如き改正のみによりては到底之を補充し得べきに非ず、遂に政府は公債募集、紙幣發行及び流通強制の手段に訴ふるに至れり。

政府は遂に列國との條約を廢棄し、自主的保護關稅政策を取るに決せり（一八七八年）。條約改正は頗る困難なりしも、關稅收入は數年ならずして二倍せり。是に於て流通強制の廢止を斷行し（一八八二年）、硬貨本位を採用せしが、其結果輸入超過し、幣制改革の爲め外國に仰ぎし貨幣は、再び忽ちに流出せり。政府は乃ち農業保護政策の必要を感じ、一八八七年の自主關稅法に於て、工業保護關稅の外、新に農業保護關稅を設けたり。

保護政策時代（一八七八年）以來イタリアの工業は疑もなく發達せり。國

民的工業を外國の支配より脱離せしむべしとの聲は保護政策の流行語となりしも、機械を使用する近世的大工業の發展と共に鐵、石炭の缺乏著しくなり、加ふるに國內の資本と信用とを得るの途甚だ困難となれり。低廉なる勞働力の供給は常に過多なるも、此の如き勞働者は教育なくして使用に堪へざりき。然れども一八九〇年以來新工業勃興し、新なる金融機關も設立せられたり。新工業中にて砂糖製造、電氣工業、造船業等は其重なる者なり。一九〇五年政府は從來民間に委託せられたる鐵道を自ら經營せり。但し大體に於てはイタリアは尙一種の農業國にして葡萄酒、油、熱帶果實、生絲等の特産物あり。然れ共尙小麥は需要に應ずるに足らず、米は衛生に宜しからず、且その耕作は有利ならざるを以て、産額減退せり。農業保護稅は大地主を利益せしも、小農民及び小作人は毫も其恩惠を蒙るに至らざりき。

一八七〇年代以來イタリアの貿易政策は保護主義によりしが、遂にフランスの怨を買ひ、既に久しく其兆候を示したる關稅戰爭は一八八八年に至りて破裂せり。イタリアは直にフランスに屈服せしが（一八九〇年）、フラン

スは尙餘威を振ひてイタリアの有價證券を悉く手放したりしかば、其價格忽ち下落し、一八九三年に於て大なる財政上及び信用上の危機を惹起せり。一八九九年に至りて兩國は互に其最低關稅率を許して完全に妥協せり。此關稅戰爭中フランスの失ひし所は、イギリス・ドイツ・ロシアの利する所となれり。イタリアも亦一八九一―二二年の中部ヨーロッパ通商條約によりて十二年間の保證を有し、且其特産品の販路に有利なる位置を得て、フランスに失へる市場を他に求むることを得たり。第二十世紀の初め以上の條約は再び改定實施せられ、一九一七年に至るまで效力を有することゝなれり。

イタリアは初めアフリカの北海岸に勢力を扶植せんと欲せしが、フランスは之を妨げんと欲して、チュニスの保護權を得たり（一八八一年）。其後イタリアは苦心慘憺の後二八八二平以後紅海岸に一植民地を獲得し、一八九〇年以來エリトリアと名けたり。又イタリアはアビシニアに對して保護權を要求せしも、こは國王メネリツク二世の爲めに拒絶せられ、一八九四年

より一八九六年に亘る戰役に於て、多大の人命を犠牲にせり。而して平和條約に於てイタリアはハベシの爲めに有利なる境界整理を承諾せざるを得ざりき。エリトリアの外イタリアはソマリランド（約四八〇、〇〇〇平方キロメートル）を有す。

八 スイス

スイスの二十五聯邦は一八四七年の分離同盟戰爭に至るまで、境界税の外に、輸入、通過、輸出、道路、橋梁及び水路税等雜多の混亂せる制度を有せしも、未だ一個の貿易政策を有せざりき。然るに一八四八年の聯邦憲法によりて關稅制定、通商條約締結、經濟に關する立法は同盟政府の權能に屬するところなれり。但し鐵道（一八四八年以前までは唯一條のチーリヒ・バーデン間の短距離線ありき）は民業に屬せり。然して一八五〇―五一年の關稅法は當時列國に比類なき低率を示せり。此聯邦關稅率を基礎として、スイスは列國と通商條約を締結せり。されど自由主義の關稅は凡て低率なるを以て、スイスは此條約によりて最惠國條款による特典以外殆ど何物

をも列國より得ること能はざるなり。

大工業家は當時既に自由貿易に傾けり。一般にスウイスの工業は年數を經且老熟せり。その毛布及び麻布工業は中世紀に起り、絹布工業の一部は第十五世紀、その一部は第十七世紀（バーゼルに於けるフランスユグノー派）に起れり。ノイエンプルヒの時計製造業は第十七世紀に於てダニエル・ジョアンリッチャードの創始に係り、ゲンフの時計製造業は第十六世紀に於てクレーゼン之を創始せり。木綿紡績及び機械織業はナボレオン時代に始められり。機械製造及び化學工業は其後に起れり。外人漫遊の爲めの設備も亦近世の交通機關の發達、富の増加、衛生及び趣味の發達と共に、始めて起れり。ヨーロッパ列國の封鎖政策はスウイスをして海外に販路を求むるに至らしめ、スウイスの商工業家は各地に赴けり。然るに一八五〇年及び六〇年代の自由主義の通商條約政策によりて、スウイスはヨーロッパ市場に販路を求めんと勉めたり。

一八七四年の聯邦憲法制定以來、共和政府は陸軍費を得んが爲めに關稅

の増加を圖り、一八七〇年代の末以來諸隣邦が再び保護政策に傾きたるを見て、自ら幾度も關稅の改正を行ひしも、自由保護兩黨の勢力平均せしを以て、未だ明確なる傾向を示すに至らざりしが、一八八五年農業家が其產物（乾酪、家畜、穀物）の爲めに保護を要求するに及びて、家畜、食料品及び工產物の輸入稅は著しく増加せり（一八八七年）。スウイスの關稅政策は又社會主義的目的を有し、労働者保護法より生ずる負擔より企業家を免れしめ、且機械の應用又は外國の競争によりて職を失ひたる労働者を收容せしめんが爲めに、小工業家を保護せんことを圖れり。

スウイスは一八九二年に至りて完了すべき條約の後に、新條約を締結するに際して、利益を得んが爲めに、一般關稅を制定して、稅率を高めたり。此時以後スウイスは中部ヨーロッパ條約系統に加り、イタリア・オーストリア・ドイツ・ベルギーと通商上の協商を遂げたり（一八九一年）。其後久しからずしてフランスとの間に關稅戰爭起り（一八九三年）、二八九五年に至れり。而してスウイスは一九〇六年に至るまで通商條約を改正せしが、稅率は悉く

以前より昂上せり。外國よりの水力電氣の供給は聯邦政府の同意を要したり。

スウイスの銀行、鐵道及び社會政策は、關稅政策と等しく、地方的及び個人的傾向に反して、中央集權的及び國家的性質を帶ぶ(國立銀行一九〇七年)。

九 オーストリア・ハンガリア

オーストリア帝國はフランスとの戰爭によりて經濟上及び財政上に於て全く疲弊せり。一八一一年のソリス伯の財政公書は遂に國家の破産の免れがたきことを明示せり。紙幣(銀行紙幣)及び銅貨は其表面價格の五分の一に下り、國債の利子は半減せられたり。價格を失ひたる銀行紙幣總額十億グルデン以上を引替へんが爲めに、新紙幣(ウイーン本位)發行せられたれども、帝國が再び世界戰爭(一八一三—一五年)に加入するや、當初の規定以外に更に増發せられたり。全大陸の平和克復後、帝國は第一回の破産以來僅に五年にして、一八一六年再び破産を宣言せり。新紙幣の通用價格を四〇%とし、協定貨幣一〇〇グルデンに對して新貨幣二百五十グルデンと交換せらるべき規定を設け、此引換を行はんが

一八一一年の國家的破産

一八一六年の破産

爲めにフイリボリスタディオン伯(一八一四—二四年帝室財務局長)はヘルレルスドルフ及びキッベックを顧問とせるオーストリア國立銀行を設立し(一八一六年設立せられ、一八七八年以來オーストリア・ハンガリア銀行と稱す)之に紙幣發行の獨占權を與へたり(一八四一年まで爲替取組の獨專權あり)。本銀行は今尙此權利を有す。

オーストリア國立銀行

禁止政策

二月革命以前の貿易政策は一七八四年及び一七八七年のヨセフィンの禁止政策に基けり。一八一〇—一二年の關稅法は禁止政策の極度に達せしものなり。而して改革事業は屢々着手せられしも(通過禁令の如きは廢止せられたり)、保守主義の勢力衰へざりしを以て、大體に於て毫も其效なかりしことは一八三五年の關稅法及び一八三八年の關稅率の示すところの如し。

宰相メッテルニヒは關稅政策によりてドイツ・イタリアに於けるオーストリアの優勢權を確立せんと圖りしも、遂に其志を達する能はず、英材キェベック(一八四〇—四八年財務局長)も亦等しく其目的を達せざりき。而して禁止政策は民心に投じ、生産者に満足を與へしが、一八四〇年代の自由主

内地關稅
の減少

世界商業史

五九二

義的反動によりて始めて破壊せられたり。

中間關稅境界線の減少は稅率低減よりも更に重大なる問題なりとす。一八二七年以來はドイツスラブイタリヤ全部を包容する統一的關稅區域ありタルマチア・イストリア・クァルネル諸島及びトリエスト・フィウメ・ボルトレー・ツェンダ・ブッカリ・カルラバゴ等の自由港及びプロデアの自由區域を除く又ホンガリアの統一的關稅區域ありき。

皇室領と其餘の領土とを分てる中間關稅境界線は遂に廢止せらるゝこと能はず、此一線はホンガリアの豊富なる農産物に對するオーストリア農民の防禦線と目せられたり。自國の實業を起さんことを欲せしホンガリアの進歩黨も亦、オーストリアの製造品に對する(低率の)輸入稅を以て祖國將來の工業發達に必要なりと思惟せり。

此の如き制度なりしかば、關稅收入は甚だ僅少なりき。所謂「貿易以外品」は高率の納稅をなして、國內の需要に應せんが爲めに、輸入せらるゝを得たるも、密輸入盛に行はれ、國庫の損失少からざりき。國家の收入となりたる

僅少な
關稅收入

租稅

汽船業及
鐵道布
設

工業

者は一八一七年に規定せられたる土地、建物及び所得稅(入頭稅及びユダヤ人稅は廢止せられたり)並びに煙草、食鹽、火藥及び富籤專賣等を含める間接稅なり。一八三〇年の消費稅施行の際にはウイーンに騷擾起りき。

汽船航行の起源は二月革命以前にあり。一八二九年の創立に係るドナウ河汽船會社は一八三六年既に其航路をコンスタンチノブルまで擴張せり。ドナウ河航行の最初の特權を得たるイギリス人ジョアン・アンデルブスは、モルダウ河及びエルベ河上の汽船航行業をも創始せり。株式會社として起りたるロイドはロスタイルド及びメッテルニヒの助力を得て海上汽船會社となれり(一八三七年)。鐵道業(ブドワイス・リンツ・グムンデン馬車線、北方鐵道(一八四七年)、オールドベルヒまで開通、南方線、ラーブ線)も、皇帝フランシス及びフェルディナンドの時に生まれり。

オーストリアの工業は二月革命の際封鎖政策の行はれしに關らず、頗る進歩せり。當時の工業家の奮闘者の子孫は今日も亦其部内に於て第一流の地位にあり。リービッヒ・ライテンベルグ・シュロール・ブヤッチ・ランナ。

一八四八年の革命

ハース・ライト・ホーフェル・ザイベル・ハルトムート・シエルラー・クルップ・ヂト
 マール・トートネット・ストライヘル・ベーン・ドゥルフェル・プレースル等の如し。
 一八四八年の政治上の變動と共に、オーストリア經濟界に於て新時代來れり。
 平民尙發達しつゝありたる商工業家にして、學者之を率ゆは中世封建社會制度
 の特權ある階級と同等の權利を得て、其職業自由活動の範圍を擴張せり。農民
 は領主裁判、十分の一税及び課役を免れたり。之に反して今や資力ある階級以
 外に、賃取労働者の階級發生し、其數は經濟界の發達と同一歩調を以て漸次増加
 せり。

ブルック

革命以後の中央集權的專制政治の時代(一八四八—一八六〇年)の特色的人物は、
 シンブルック男爵なり。

ブルックはライン地方に生れ、新教を奉ずる商業家として、トリエストの
 ロイド會社の創立者の一人にて、且其の支配人なりしが、一八四八年身を政
 治界に投じ、其年の末遂にフェリック・スィッシュワルツェンベルヒ内閣の商務
 大臣となりて、一八五一年まで在職し、一八五五年より一八六〇年まで財務

オーストリア關稅
 領域とホ
 ンガリア
 との併合

一八五一

大臣たりき。彼は實にオーストリア最初の商務大臣にして、當該行政の組
 織者たり。特別商業裁判所、中央海事局、取引所の創立、普通手形法の施行(一
 八五二年)、産業法の施行(一八五九年)、商法典の編纂準備(一八六二年以來實施)
 等は凡て此時代にあり。又此時代に外資も輸入せられ、遞信機關も改良せ
 られ(一八四八—一八五四年の間にセムメリング鐵道、フォン・ゲグによりて建
 設せられ、又一八五五年ロイド補助金を給せらる)、大工業も奨励せられ、金融
 機關も完成せられたり(一八五五年國立銀行の不動産抵當部開始、一八五三
 年割引銀行、一八五六年信用銀行創立)。ブラーグ及びウィーンの商業大學
 も、ブルックの政府によりて、創立せられたり。

ホンガリア騷擾の鎮定(一八四九年後)、皇室領と其他の領土とを分てる内國關
 稅境界線廢止の時期至れり(一八五〇年)。オーストリア租稅法(一八四九年新に
 所得稅設けられたり)も、近世的國家の其他の行政機關と共に、從來大古の因襲的
 制度を固守せるホンガリアに施行せられたり。
 數百年を経て今や遂に實施せられたるオーストリア總領土統一的國家は茲

に共通の國境關稅を得、而して禁止政策廢止せられ、特別の高率關稅之に代れり(一八五三—一八五四年)禁止主義に慣れたる工業は之を歡迎せざりき。

新關稅法はただにオーストリアの統一主義が反對主義の運動に對して勝利を得たることを示すのみならず、フレデリキ大王以來常に絶へざるプロシヤ・オーストリア兩國の主權の争の一段たるの觀ありき。フェリク・スィスワルツェンベルヒ(一八四八—一八五一年)思へらく、プロシヤ王フレデリキ・ウィルヘルム四世は既にフランクフルトの帝國議會が提供せる帝冠の採用を拒絶し(一八四九年)、プロシヤの獨立的聯合運動無効に歸したるを以て、今やオーストリアが覇權を握るべき時機到來せりと。然るにベルリン内閣(マントイフェル)は果してオーストリアが覇權を握るべきドイツ聯邦の再興に對して、同意を表するの止むを得ざるに至れり。然れども貿易政策の戰場に於て、プロシヤはオーストリアの攻撃を撃退するを得たり。既に一八三〇年代に於てプロシヤはドイツの大部分を包容する關稅同盟を組織

して、自ら其首長となれり。スワルツェンベルヒ及びブルックは此同盟を瓦解せしめんと欲し、若し事成らざるときは之に加入してプロシヤの覇權を奪ひて之に代らんと欲し、中等諸國の新オーストリア(大ドイツ)主義と七千萬の人口を有する帝國の威風とによりて、此目的の成效を豫期せしが、プロシヤは直に此同盟條約の廢棄を通告し、數十年以來經濟上の利害を共にせる他の諸邦に迫りて別に條約を締結して、オーストリアを除外せる十二年間の(一八五三—一八六五年)關稅同盟を組織せり。然れどもオーストリアはオーストリア・ドイツ郵便、電信條約の締結に次ぎて、關稅同盟との間に第三國を除外する互惠關稅條約を締結して、損失を償ふを得たり(一八五三年)。オーストリア 關稅同盟に加入せしむべきや否やの問題は、屢々會議に上りしも、常にプロシヤの爲めに阻まれて實現するに至らざりき。

イタリアに於ても、オーストリアは貿易政策上の手段により、其覇權を確立せんことを勉め、バルマ及びモデナの如きは、事實上久しく(一八五二—一八五九年)オーストリアと關稅同盟を結べり。然れども中央イタリア關稅同盟

組織の大計畫に對しては、カプールの局に當れるサルデニア政府は、常に之に反對せり。

一八五九年の不幸なるフランス・サルデニア戦争後オーストリアは専制政治より轉じて憲法政治に變せり。非ドイツ民族の好意を失へる立憲中央集權内閣(シ・メルリング及びイグナツブレネル、一八六一—六五年)は僅にドイツ民族に依頼し、其の位置と國家の位置とを、大ドイツ主義の再興によりて強固にせんと試みたり。然れども當時のプロシアは最早フレデリキウィルヘルム四世のプロシアに非ず、ウイレルム一世(一八六一—八八年)及びビスマルク(一八六二—九〇年)のプロシアにして、オーストリアを除外して、ドイツ帝國を建設せんと決心せり。オーストリアを孤立せしめんが爲めに、プロシアはイギリス・フランス通商條約(一八六〇年)以來の自由運動に加れり。蓋しオーストリアに於て勢力を有するドイツ民族及びスラブ民族の工業家は、保守主義なるを以て、プロシアはオーストリアが必ずプロシアの例に倣ふこと能はざるべきを知りたるなり。プロシアは關稅同盟に

憲政實施
一八六〇年

プロシア
の敵意
の再度

オーストリア
一八六二及
一八六六
の關稅
同盟の
危機

ベルグ
の自由
貿易の
採用

オースト
内閣

加入せる他の諸國の意向に關せず、進んで、フランスと自由貿易主義の條約を結び(一八六二年)、中等諸國がオーストリアに親まんとせし時に當りて關稅同盟より脱せり。是に於て諸國は再び其存在の危きを感じ、プロシアの條件を容れ、關稅同盟は更に十二年間延期せられたり(一八六五—七七年)。但しオーストリアは一八五三年の如き特別の好遇を得ずして、フランス・ベルギーと共に特別なる關稅輕減數個を有する最惠國條款に浴するを得たるに過ぎず(一八六五年)。其翌年ケーニヒグレーツの役に於てオーストリア敗れて、ドイツ・イタリア兩國に於ける覇權の争はプロシアの勝に歸せり。此戦争の勝敗未だ決せざる時に於て、中央集權内閣(シ・メルリング)倒れて、聯邦主義内閣(ベルクレヂー)之に代れり(過渡時代、一八六五—六七年)。此過渡内閣はドイツの工業諸州の保護主義的傾向に顧慮するをなく、自由貿易主義の農業國(ハンガリア)と妥協せんと勉め、且國債の發行によりてフランス・イギリスの觀心を得んと勉めたるを以て、保護關稅を棄て、自由貿易政策を取れり。此くて自由貿易主義は完全なる勝利を得て、ハンガリアとの妥協全く成り(ボイスト、一

八六七年)帝國の兩部分に於て各々自由主義の自由貿易内閣組織せられたり。

一八六〇年代の後半に締結せられたる通商條約即ちフランス條約(一八六六年)イタリヤ條約(一八六七年)ドイツ條約(一八六八年)イギリス條約(一八六五年)並びに羊毛及び棉花製品の税率を更に低減せる一八六九年の追加協定の如き、凡て自由貿易主義を著しく發揮せり、目下尙行はるゝ關稅の如きは、自由貿易論者によりてコブデン、グラッドストンの主張せる絶對的自由貿易に達する過渡期を示すものとして目せらる。

オーストリアは、其位置上よりして、絶へずヨーロッパ大陸に於ける戰爭の渦中に捲込まれしかば、其財政は常に窮乏を極め、一八四八年以來銀行紙幣及び政府紙幣は硬貨に對する交換力を失ひ、其結果、硬貨其姿を隠し、三十年間の銀貨溢價を見たり。革命運動の行はれたるホンガリアの地方に於ても、一八四八―九年の間盛に紙幣發行せられ、正當なる政府は此紙幣(コースト紙幣)を承諾するを拒めり。革命以後、政府は、紙幣の信用を回復せんが爲めに勉むる所ありしも、其效なかりき。世人はオーストリア・リーヒテ

一八四八年以後のオーストリアの財政

一八五七年のウィーン貨幣協商

ンスタイン及び關稅同盟間の一八五七年の貨幣協商によりて、協商貨幣を廢止して、オーストリア本位貨幣を以て、之に代へ(一八五八年、純銀貨本位)且聯合ターレル(一ターレルはオーストリアの一フロリン半、南部ドイツの一フロリン四分の三)を鑄造し、之によりて幣制整理の目的を達し得べしと信せり。然れども此改革は唯政府發行紙幣、僞貨幣(ウィーン本位)及び凡ての不適當なる金屬貨幣を市場より驅逐せしに止まり、強制價格を賦與せられたる銀行紙幣は依然として支拂の主要手段たり。此状態は國立銀行が(一八五八年の秋)以來現金を以て其兌換券を引換ふるを開始せるまで變ずることなかりき。然れども此引換政策及びブルックの其他の計畫は五九年の戰爭により水泡に歸し、ブレナー及びラリシツの同様の計畫も等しく一八六六年の戰爭によりて無効に歸せり。政府は窮困の極一八六六年再び一五及び五十グルデンの不換紙幣を發行し、國立銀行は十分の仕拂能力あるも、之を引換ふること能はざるに至れり。鹽券と合せて四億一千二百萬グルデンを超過するを得ざりし政府紙幣は、一八六七年のホンガリアと

一八六六年の政府銀行及び紙幣

銀貨引換
割引の消
減

の妥協後共通の債務として兩國より引受けられたり。一八九二年の幣制整理以後政府紙幣は回収せられ、一九〇三年二月二十三日通用を禁せられしも、之に對する共同債務はこれと共に消滅する能はざりき。一八六八年の計畫に係るラテン貨幣同盟加入は遂に實行せられざりしが、一八七〇年以來八及び四グルデン金貨(二十及び十フランク)鑄造せられ、ツカート及びターレルと共に通用することゝなれり。銀貨引換割引の消滅に次で、私人の銀貨鑄造禁止せられ、納税力増加し、歳入缺陷漸次消滅し、又自由貿易政策の效力を示すに及びて始めて財政状態宜しきを得、從て效果ある幣制改革の實行に再び着手するを得るに至れり。

第十九世紀のオーストリア財政史の特徴は、第一、國債増加の漸進的傾向。第二、一八八九年まで歳入缺陷の常に絶へざること。第三、比較的高度の直接及び間接税の課せられしこと是なり。

ナポレオン戦争後、國政再び緒に就くと共に、國債償還基金設けられしが、其額少にして充分に效擧らざりしも、一八一一年の國家の破産によりて損

一八四八
年の國債

革命以後
の國債増
加

害を蒙りたる債券は、其後抽籤法によりて再び利子を受くるに至れり。然れども帝國は歳入の不足を補充せんが爲めに、再び新公債を發行し、協定貨幣に基く四乃至五分利附の不償還債券(所謂メタルクエス)を交附せり。公債は通常國內の銀行家(ロスタアイルド・シナ・アルンスタイン・エスケレス・ゲイムユルレル)によりて引受けられたり。

オーストリアを紙幣國たらしめし革命(一八四八—一九年)時代の終りたる後、其財政状態は再び宜しきを得たりしが、クリム战役によりて、政府は再び六億グルデンの五分利附の記名公債を發行せり。一八五五年以來國有鐵道及び國有地の賣却によりて、國費を支辨せしが如きは、策の最拙なるものなり。鐵道網の既に大なるに至りたる後(一八五一—五四年)嘗て三億七千七百萬グルデンを要せし鐵道は、僅に一億五千三百萬グルデンを以て多くは外國の私設會社に賣却せられたり。一八五四年、六〇年及び六四年の抽籤公債の發行も、此財政窮乏、信用缺乏の時に屬す。

一八五八年既にブルックは協定貨幣に基く五分利附公債をオーストリア

一八六八

ア本位に基く債券に借換へて國債の統一を圖りしも、引換を債權者の意志に一任せしかば、成效少かりき。

ホンガリアとの妥協後、一八六八年に於て償却基金を有する凡ての普通國債は、悉く十六%の利子減却を有する統一的五分利附國債に變更せられ、國家は以後僅に額面の四分二厘を銀貨又は紙幣(即ち銀貨及び紙幣利子)にて仕拂ふことゝなれり。一八六八年の利子相場は一時五七、五〇となりしが、一八七〇年には五八、一八に下り、後再び上りて一八九五年に至りて同價に達せり。

一九〇三年四分二厘附國債(三十六億クローン)は四分利附に借換へられ、六百四十萬クローンのみ償還せられたり。其價格の強固なる點に於ては、オーストリア公債は目下世界列強中第一位にあり。

特別なるホンガリア國債の存せし以來、一八七二年より又特別なるオーストリア國債成立せり。一八八四年には新國有鐵道買收の爲めに、償還せらるべき國債發行せられたり。オーストリア・ホンガリア兩國財政上の平

均回復せられたる後は(一八八九年)兩王國の公債は凡て公共の生産事業に使用せられ、歳入缺陷補充の目的に使用せらるゝことなし。而して第十九世紀の初め七億グルデンなりし國債は、一八四八年には十億を超へ、目下共同國債約五十四億クローン、オーストリア國債約四十億クローン、ホンガリア國債約五十億クローンあり。

帝國の二國制確立及び自由主義の經濟政策の採用以來、西部ヨーロッパ及び北アメリカに於て見しが如き新現象發生せり。此時までオーストリアの商業界はヨーロッパ大陸の危機に際して唯一度僅に其影響を受けたるに過ぎざりしが(一八五七年)、一八七三年の危機は他の列國よりも甚しくオーストリアに禍せり。

自由貿易並に自由主義の立法及び行政と共に、現代の信用、投機、特許、企業、複雑せる銀行、取引所及び新聞等の新制度文物は滔々としてオーストリアに流入せり。

一八六〇年代の末、農産物豊に、輸出増加せし結果として、鐵道建設及び銀

年の金融
逼迫

新投機熱

會社創立

大破綻

行創立熱、非常に勃興し、遂に一八六九年九月に至りて金融逼迫し、仕拂停止頻々として起れり、一八七〇年の戦役中はオーストリアの態度甚だ不明なりしを以て、經濟界稍沈靜なりしも、フランスの平和條約後、投機熱再び二重の勢を以て起り、フランスの軍資賠償の結果として、流動せる巨額なる資金の一部は、オーストリア・ハンガリアに流入し、茲に其使途を求めたり。然れども資本の利子は益々高上せしかば、事情に通せざる中流以下の資本家は争ふて投資せり。一八六七—七三年の間設立の許可を受けたる會社の數のみにて、一〇〇五、其表面資本總額四十億グルデンに達せり。然れども創立時代を経過せし者は半數に過ぎずして、三百二十三個の會社(十四億二千三百萬グルデン)は遂に創立に至らずして止み、百六十六個の會社(十億二千三百萬グルデン)は破産し、五百十六個(十五億五千五百萬グルデン)のみ、一八七四年以後まで存続するを得たり。一八七二年の末既に大破綻の時機近きたれども、世人は翌年に開かるべきウィーン世界博覽會に望を屬して警戒することを爲さず、物價及び勞銀尙騰貴せり。一八七三年五月一日

自主的關稅
政策的の
採用

博覽會開かれ、五月九日に大破綻襲來せり。商、工、農業及び強固なる銀行は此取引所の大破綻の影響を受くることなかるべしと豫想せられしが、久しからずして此恐慌は經濟界全部を襲ひ、不景氣は世界的現象として一八七九年まで繼續せり。

一八七三年の危機以來、オーストリア・ハンガリアの經濟政策は一變し、自由貿易及び自由經濟の發展は茲にその終りを告げたり。危機襲來以前に於て既にブリュンンの羊毛業者(アルフレッド・スケーネ)の率ゆる工業家は自由貿易主義の通商條約特にイギリスとの追加協商を公然隱然攻撃し、一八七三年以來全世界に襲來せし販路杜絶、生産物停滯の原因を工業に不利益なる以上の條約に歸せしが、政府も遂に國會に迫られて此條約の廢棄を通告せり(一八七六年)。然るにドイツとの新條約締結商議は、此時始めて表明せられたるビスマルクの條約及び協定關稅反對意見に遇ひて、不調に終りしかば(一八七七年)、オーストリア・ハンガリア(クルメッキ内閣)は列國に先じて輕小なる關稅増加を示せる一八七八年の自主的關稅法を制定せり。此時以來自主的關稅政策の時代となり、一八九

一年まで十三年間繼續せり。

一八六七年のホンガリアとの妥協は兩國共通事件と準共通事件とを分ち、此準共通事件に關しては時に協商することとせり。通商事務特に關稅事務、貨幣及び本位制、共同鐵道、間接稅、郵便及び電信事業之に屬す。共通の國費支辨の兩國負擔の割合も協商を要したり。一八七八年の第二回の協商に於ては國立銀行も兩分せられ、オーストリア・ホンガリア銀行として新特權(設立以來第三の特權)を得たり。トリエストのロイド會社(一八七八—九一年、オーストリア・ホンガリア・ロイド)も同一の運命に遭遇せり。一八八〇年、ダルマチア、イストリア及び所屬諸島並に一八七八年に占領せられたる州、ボスニア及びヘルゼゴビナはオーストリア・ホンガリア關稅區域に併合せられ、一八九一年舊自由港トリエスト及びフィウメは一個の自由區域に併合せられ、必要なる倉庫の設置を許可せられたり。第三回の妥協は無事に經過せしが、第四回の妥協は皇室の干渉を要せり。兩國間の關稅及び貿易の統一は存するも、この統一の基礎は同盟にあらずして、自主的法律に

あり。オーストリア・ホンガリア銀行はホンガリア的勢力の増進に利益ある新定款を得たり(一九〇〇年)。兩國間の國法上の關係未だ根本的に更新せられざる間は、兩國政府は臨時の處置を取りて其準備をなすの外なし。此兩立主義以來ホンガリアはフィウメ港を特別なるホンガリアの輸出港たらしめんが爲めに、大に力めたり。ホンガリアは又自己の航海會社アドリア(一八八一年創立)を有し、之に補助金を下附して、ホンガリアの販路區域に航行せしめき。

ホンガリアはフィウメの内外に近世的大工業を起さんことを勉めたり。諸工業會社は一八八一年及び一八八九年の法律によりて、十二年間所得稅を免かれ、又或條件の下に所得稅を免かれたり。又鐵道運賃割引特權を附與せられ、國有地及び公有地の無償使用を許され、補助金等を給せられたり。然れども其成功は豫期に伴はず、ホンガリアは今日も尙農業國にして、其輸入織物、糖菓、柔皮、鐵器、器具、機械紙を穀物、家畜を以て仕拂へり。而して輸入の七割五分はオーストリアより來り、輸出の七割はオーストリアに向へり。

トリエス

且オーストリアはハンガリアの債権者なり。

オーストリア政府は又トリエストをしてフィウメ及び勃興せるイタリアの中等諸港に對抗し得せしめんが爲めに、近時巨額の資金を以て築港及び倉庫建設を行へり。又ロイド會社にも巨額の補助金を下附せんと議あり。而してオーストリア政府はトリエストの真正の競争者は地中海にあらずして、北海にあることを知りて、交通機關を改善して、北方に輸出せんことを圖れり。之が爲めに一九〇一年以來タウエルン・カラワケン及びビルン鐵道建設の計畫あり、又ドナウ河よりオーデル河に到り、更にエルベ河・ツイヒゼル河及びドニエプル河に至る運河の計畫あり。

一八七八年の自主的關稅(此年以來關稅は金貨を以て仕拂ふことを要す)に次ぎて制定せられたる一八八二年及び一八八七年の關稅は更に保護主義を發揮せり。工業保護の目的以外に、收入増加の目的あることは、珈琲及び石油に對する財政關稅の明に證明する所なり(一八八二年)。此時に當りハンガリアも亦幾分保護主義に傾き、第一位の輸入國たるドイツの製造品に對する輸入税を高め

保護政策の擴張

て、ドイツの高率の農産物關稅を低減せしめ、其家畜輸入禁止を廢止せしめんと計れり。一八八七年のオーストリア・ハンガリア關稅表は始めて農産物關稅の輕少ならざるを見たり。農産物を輸出する國家にありて此の如きは奇異の現象なれども、ロマニアに對するハンガリアの競争の結果なりと見るときは了解し得べし。

通商條約

自主的關稅の時代に於ても、オーストリア・ハンガリア政府は關稅條約を締結するを拒まずして、フランス・イタリア・セルビア・スウイス等と條約を締結せり。ドイツとの條約も一八八一年に成立し、満了の後(一八八七年)更に延期せられたり。

自主的關稅時代は兩國の工業の大發展を促し、オーストリア・ハンガリアは東ヨーロッパ諸國(ロシア・バルカン諸邦)と共に輸出超過國となれり。然れども一八九〇年代に於て屢々輸入超過あり、一八九九—一九〇六年の間再び輸出超過に復せり。國家は外債を多く有し、國內の事業及び有價證券に外人の放資せるもの巨額なるを以て、輸出超過の必要を感ずること甚だ

オーストリア工業の進歩
貿易平均

切なり。而して輸出超過の年に於ては外國にて賣出したる有價證券の國內に還るもの多く、政府は容易に之を國內に保留するを得たり。

オーストリア・ハンガリア經濟史上の最近の大事件は、第一、一八九二年以來金貨本位に基く幣制整理(スタインバッハ内閣)。第二、ドイツ・イタリア・ベルギー・スウイスとの新條約締結(一八九一年十二月六日及び十日に締結せられたるを以て十二月條約と稱し、一八九二年二月一日より一九〇三年十二月三十一日まで效力を有す)。第三、工業及び農業保護主義の特色を益々發揮し、項目の分類益々複雑を加へたる一九〇六年の關稅法に基ける條約改正なり。

中部ヨーロッパ通商條約の新系統は、自主的關稅政策の大主張者ビスマルクの退隱(一八九〇年)後始めて組織せらるゝを得たり。然れども中部ヨーロッパ關稅同盟の理想(大體に於てスワルツェンベルヒンブルク兩人の七千萬帝國と同一)は遂に實現せられざりき。オーストリア・ドイツの二國は先づ重要な稅率を定めて、十二年間の條約を結び、後に一團となりてイタリア・スウイス・ベルギーと商議を開けり。十二月條約に次ぎてセルビア・ロ

マニア・ロシア・ブルガリア・日本其他と條約を結びたり。此條約の満了後國會は其用をなさず、且オーストリア・ハンガリア兩國の關係面白からざりしかば、假に期間を延長せり。目下締盟列國との關係は一八一七年まで規定せられたるも、ハンガリア獨立黨はオーストリア・ハンガリア兩國間に關稅境界を再設せんことを主張して止まず。王國の前途は未だ容易に知るべからざるなり。

政府は意を用ひて金貨本位を採用せり。一九〇一年以來オーストリア・ハンガリア銀行は常に金貨の需要に應ずることを得、自ら進んで現金仕拂に應ずることを得るに至れり。

第十九世紀のオーストリアの貿易政策の時代を區分するに次の如し。
第一、一八四八年に至る禁止政策時代。第二、一八四九—一八六五年間の高率保護關稅時代。第三、一八六五—一八七八年間の自由貿易主義の協定關稅時代。
第四、一八七八—一九一年間の自主的關稅政策時代。第五、農業保護に基く有效期間限定の關稅條約時代。

スタイン及びハルデンベルヒの指導の下に
テンペル
の改革
時代
ドイツ同盟

チルシットの平和(一八〇七年)後、スタイン及びハルデンベルヒの指導の下に行はれたる改革と共に、ドイツの経済的復活及び統一の時代は来れり。當時局に當れる政治家はイギリススコットランド派の個人主義的學説を奉せり。ナポレオンの顛覆後にドイツ同盟の組織せられし時、同盟條約第十九條はドイツの通商貿易の共通的法規を設けんことを目的とせり。然るに共通の貿易政策の第一歩は、一八一六—一七七年の凶作に際して、穀物輸出禁令の廢止提議せられし時、各同盟國が其自由拒否權を行使せし爲めに、失敗に歸せり。又國民的統一關稅及び貿易政策の爲めに行はれたる民間の運動(フレデリキリスト・ネベニウス)も同様不成效に終れり。

プロシアの獨立的行動

此の如き事情の下にプロシアは其國民經濟及び國家經濟を自ら整理し、且特別條約によりて隣族と妥協せんが爲めに獨立行動を取り、遂に關稅同盟を組織せり(一八三四年)。而してプロシア指導の下に行はれたる三十年後の國民的統一(一八七〇—一七一年)は此經濟的聯合に其起源を有す。

プロシアの經濟及財政政策

一八一八年の關稅法律

プロシアの地理的兩分

プロシアは大陸封鎖消滅後イギリス品が盛に輸入せられしに關らず、またヨーロッパ列國の多くが保護政策を實施し、或は強硬にせしに關せず、獨り妥協的自由主義の經濟政策を漸行せり。然れども此自由政策は償金、軍費及び高利國債の爲めに苦める國家の財政と調和せざるを得ざるの困難ありき。此政策の代表者は當時の稅務總長、後の財務大臣マーセンにして、モッツ及びアイヒホルンと共にプロシア官僚の三傑と稱せられ、ドイツ關稅同盟組織の苦心慘憺たる成功は一に此三人の力に歸すべきものなり。

プロシアの改革の第一歩は一八一八年の全王國關稅法律にして、從來の六十七個の地方的關稅表に代るに至れり。此關稅表(一八二一年修正)は自由貿易の原理を應用せるものにして、一八二〇年代のイギリスの論客は之を稱して模倣すべきものなりと云へり。

プロシア王國はウィーン會議以來地理的に兩分せられたる舊領土とライン地方とより成りしを以て、統一的關稅の實行に就きて甚しき困難を感せり。加ふるに境界地方には列國の領土互に内外に錯雜せり。是に於て

プロシアは此地理的不便を除かんと欲し、先づ妨害となるべき小邦を導きて、貿易政策同盟に加入せしめんが爲めに、商議を開始せり、スワルツェンベルヒ・ツェンデルス・ハウゼン先づプロシア關稅系統に加入せり(一八一九年)。此條約は自己の獨立の爲めに常に憂慮せる小邦及び中邦に恐慌を與へたり。而して此等の諸邦は別に關稅同盟を組織せしが、尙互に安すること能はず、むしろプロシアの關稅同盟に加入するの得策なるを感ずるに至り、サクソニア・バイエルン・ウエルテンベルヒの三大中等國の加入によりて、形勢全く定れり。プロシアが此等諸邦と締結せる一八三三年の條約は一八三四年一月一日より八年間の效力を有すべき豫定のものにして、ドイツ關稅同盟の創立記録と稱すべきものなり。此同盟は一八四一年再び十二年間の延期を見たる後、間もなくメクレンブルヒ租稅同盟(ハンノフェル・オルデンベルヒ)ハンザ諸市及びドイツ・オーストリア地方を除きてドイツ全土を包括せり。

一八四〇年代の初めに至るまで關稅同盟は一八一八—二一年の自由主

主義的プロシア關稅法の原則を用ひしが、この時以後は勃興せるドイツ工業界に普及し且フレデリキリストによりて盛に鼓吹せられたる保護關稅主義の思潮に抗抵する能はざるに至れり。また此時まで關稅同盟は主としてイギリスの市場に勢力を得んと欲する自由貿易主義の農業者の利害によりて支配せられたるも、此時以後は保護を要求する工業家の聲を聞かざるべからざるに至れり。

關稅同盟は、一八五三年の同盟改造以前、既に、オーストリアが之に加らんと欲して、プロシアを除外せんと企てたるが爲めに、危機に陥れり。此危機中ハンノフェル及びオルデンベルヒは此同盟に加はれり(一八五二年)。而して危機は一八五三年のドイツ・オーストリア通商條約によりて消滅せり。此條約によりてオーストリア帝國は同盟區域内部に於ける關稅の恩典に浴するを得たるが、其同盟加入問題の決定は延期せられたり。同盟の第二回の満了以前に又同様の危機起れり(一八六五年)。此時プロシアは強て西ヨーロッパ通商條約系統に加入せり。

自由貿易主義の通商條約時代の特色はフランス(一八六二年)ベルギー(一八六三年)イギリスイタリア(一八六五年)との條約なり。當時北アメリカ合衆國を除きて全世界は自由貿易説に従へり。學者之を信じ、平民の多數の奉ずる政治上の自由主義も、根柢をこれに置きけり。實際に於ても自由貿易はドイツの農商業者の利益となり、又勃興せる大工業の爲に海外に市場を開拓し、其競争力を強大ならしめたり。一八六二年以來ビスマルクの指揮せるプロシア政策は、保護主義のオーストリアと戦ふ武器として、自由貿易を實行せり。國會の多數はビスマルクの内治、外交を盛に攻撃しつゝ、(一八六三—六六年の葛藤時代)同一政府の自由貿易政策に對しては謳歌せり。

ドイツ關稅同盟は一八四八年の革命によりて破壊せらるゝことなく、又一八六六年の内亂をも無事に通過し、一八六七年以來、關稅除外地ハムブルヒブレーメンを除く外、凡てのドイツ諸邦を包括せり。然れども各聯邦の自由拒否權を(Liberum Veto)を許せるドイツ諸邦の同盟に代りて、今や多數決による同盟組織せられたり。これより後同盟の事務は一個の關稅同盟會議及び一個の關稅國會

によりて處理せられたり。

北ドイツ同盟の時代(一八六七年—七〇年)に自由經濟思想は益々勢力を高め、産業法(一八六九年)の制定となり、高利貸法律の發布となれり。自由關稅政策は又オーストリア・ホンガリアとの通商條約(一八六八年)及び一八七〇年の關稅表に於て表はれたり。而して此自由貿易政策の最大代表者は大臣ルドルフ・フェデルブリュックにして、國民經濟議會の議長ミカエリス其顧問たり。

新ドイツ帝國の建設(一八七〇年)後、關稅同盟は帝國内部に於て稍、消滅せり。關稅、貿易及び消費稅に關する立法は度量衡貨幣、銀行及び保險の制度、特許、商標及び意匠の保護、形而上的財産の保護、領事制度、航海業、最廣義に於ける交通事業、居住法、産業植民、移民等の事務と共に帝國の管轄に移り、關稅收入も最早分配せらるゝことなくして、帝國の國庫の收入となれり。此くて關稅共同に對しては最早自由に廢業を通告する能はざることゝなれり。

各聯邦の財政及び國債の外一八七一年以來帝國財政あり、又帝國々債も

從て生じ、一九〇五年に至りて三十億マルク以上に達せり。帝國は關稅、消費稅、烟草、砂糖、食鹽、火酒、葡萄酒、麥酒、印紙稅、郵便、電信、帝國鐵道(エルザス・ローリングゲンに在り)等及び特定の帝國歲入の使用に對して、各聯邦より支出する不定の負擔額によりて、其費用陸海軍、中央行政等を支辨す。バイエルン及びヴュルテンベルヒは自己の郵便、電信を有す。

フランクフルト條約によりて、フランスはエルザス・ローリングゲンをドイツに割き、又五十億フランの償金を仕拂ふことを約せり。産業隆盛なる此地の割讓は、此地及び此地以外のドイツ工業を一時攪亂せり。平和條約第十一條に於てドイツ、フランス兩國はイギリス、ベルギー、オランダ、スウェーデン、オーストリア、ロシアに許容すべき關稅上の利益を互に與ふべきことを約せり。

數十億の償金、軍用品の補充、國債の償還及び之によりて生じたる大資本の停滯、金貨本位の採用、ヨーロッパ全土を同時に襲ひし企業熱は、一八七〇年代の初めに生産過多と投機熱との二現象を生せり。而してウィーン取

フランク
平和條約

一八七三
年の危機

其永續的
性質

一八七六
年以來の
永續的農
業危機

自由貿易
の頂點
(一八七
七年)

引所破綻の後、危機ドイツに起り、一八七三年の秋に至りて大恐慌を惹起せり。此時までドイツに襲來したる危機は局部的性質を有し、イギリス、アメリカと連絡せる商業地のみを犯せり、一八四七年、フランス、フルトを、一八五七年、ハムブルヒを襲ひし危機の如き皆此類なり。然るに一八七三年の危機はドイツ全土を襲ひ、永續的性質を有し、一八七五年鐵道業を襲ひ、鑛山業、鐵工業を襲ひ、自由貿易政策の信用を害し、強固なる經濟立法及び保護關稅の必要を感せしめたる後、一八七九年に至るまで繼續せり。而して廉價なるロシアの農産物が世界市場殊にドイツ市場に現はれたる結果として、農業危機起り、一八七〇年代の半以後、商工業者が之に苦めらるゝに及んで、局面轉開の機既に熟せり。

然れども危機の間自由貿易は其頂點に達せり。生産過多の兆既に現はれたる時に帝國議會は製鐵關稅の廢止を議決せし(一八七三年)が、鐵製品に對しては一八七七年一月一日に至るまで低率なる關稅を存することゝせり。此の如きは自由貿易の首唱者たる北部ドイツの大地主の運動の結果

なりき。然れども内外の販路杜絶して最も困難を極めたる時に於て鐵工業は遂に其關稅保護の殘餘を奪はれたり。一八七七年一月一日は實にドイツ帝國に於ける自由貿易政策の頂點なりき。

其内に經濟界變轉の最初の兆候既に現はれたり。デルブルユック現職を去り(一八七八年)ビスマルク自ら國民經濟事務の局に當らんと決心せり。此時に當りて保護の必要を感せるドイツ工業界の願望と憂ふべき危機に襲はれたる大地主(帝國内に於て政治上に最も勢力ある利益團體)の思想の變化とは、イギリス自由貿易學說の因襲的信仰の消滅及び帝國歳入増加の必要、企業家の利益を慮る社會政略の必要と時を同ふして起り、皇帝ウイレム一世に對するヘーデル及びノビリンクの凶行は、世人をして經濟界の事は到底久しく自由に放任すべからざることを悟らしめたり。而して最も憂ふべき社會主義に對しては、例外法によりて防禦せんと試みられたり(一八七八年)。

ドイツ社會主義の起原はフランスの空想的社會說の盛に行はれたる時代即ち一八四八年以前にあり。ドイツの一裁縫師ウイレムツイトリン

自由貿易
政策の廢
棄
經濟的動

社會的動

ドイツの
社會主義
者

グはバリーの「義士同盟」の理想をスウイスに移せしが、この理想はスウイスよりドイツに來れり。然るにヘーゲル門下の哲學者フォイエルバッハの學說より、殆ど無政府主義的特色を有する特別なるドイツ社會主義生じ、義士同盟に採用せられたり。此同盟に屬するカロロマルクス及びフレデリッキエンゲルスは、社會主義の根本的改造によりて、世人をして其先輩の薄弱なる事業を忘却せしめたり。兩人の實際的努力は全く失敗に歸せしも、無資産階級の萬國聯合の思想は野火の如く民心を煽動せり(一八四八年の告白「凡ての國の無資力者よ協力せよ」)。

一八六〇年代の政治界は遂にドイツ労働黨の發生を促せり。プロシア政府(ビスマルク)は豫算案の通過を妨害せんと試みたる民間の進歩黨との戦に餘力なかりしかば、國家の助力によりて社會問題の解決を豫期せしフェルデナンドラサールの運動を自由に放任せり。ラサールは遂に「普通ドイツ労働者組合」を組織せしが、一八六四年遂に決闘に斃れたり。其後其信服者の組合は尙繼續せしも、之に反對して自由進歩主義の保護の下に創立

ラサール

社會民主
黨

せられたる「ドイツ労働者協會聯合」は、一層其勢力を擴張せり。

此間マルクスの説を奉ずる者相集りて「萬國労働者協會」(赤萬國協會)を組織し(一八六四年)此同盟の使者ウィルヘルムリブクテヒト先づドイツ労働者協會聯合の首領エフリアベルを説きて同盟に加入せしめ、次で其の率ゐる聯合全部を加入せしめたり(一八六八年)。「アイゼナッハ」に於ける労働者大會に於て(一八六九年)兩同盟は合併し、社會民主的労働黨と稱せり。此黨派は國家を敵視し、普通選舉によりて主權を得んと勉めしかば、政府は反對せしも、其の結果は獨立せるラサール黨の殘餘を驅りて、ゴータの大會に於て(一八七五年)社會民主黨に投せしむるに過ぎざりき。一八七七年の國會議員選舉に際し、社會民主黨は既に五十萬の投票を得たり。此後久しからずしてウィルヘルム一世に對する二回の凶行ありしかば、社會民主黨の治安妨害的行動に對する「例外法」發布せられたり(一八七八年)。然れども、社會黨法律の期間中(一八七八—九〇年)社會黨の勢力は益々増加し、一八九〇年の總選舉に際し、其投票數百四十萬に達せり。此法律廢止後、ドイツ社會民主

労働者の
境遇上進

黨は「エルフルト」の黨派會議に於て、現代の經濟制度と調和し得べき社會改革の方針を採ることを示せり。總選舉に於ける其投票數は一九〇三年まで増加し、各國の會及び地方團體に於ける其勢力も次第に増加せり。社會民主黨の本部は土地労働者及び小農民を吸収して其勢力を擴張し、且つ工場を其勢力の下に置かんことを勉めつゝあり。今日まで此黨派は危險なる主義の異同を巧に調和し、無政府的分子の反對に屈せず、社會改革主義の本領を失はざるを得たれども、尙其社會主義的理想國家の思想を鼓吹して、黨勢擴張の手段とすることを廢すること能はず。最近の總選舉に於て(一九〇七年)議員の數は四十三に減せしが(八十一より)、投票數は増加せり。

一八九〇年代に於て種々の事情は社會の不平均を緩和せり。商工業振興して、労働者皆其職を得たるのみならず、一八九一年の労働者保護法律及び一八八〇年代に創設せられたる労働者保險事業等によりて、國家また労働者の爲めに頗る盡せり。ドイツ帝國の人口五千六百萬、労働者の數千六百萬を算すれども、疾病保險加入者九百萬、凶變保險加入者千七百萬、廢疾老

年保險加入者千三百萬あり。一八八五—一九〇〇年の間労働者に仕拂はれたる保險金額は二十億マルク以上に及べり(此口數四千萬)。此二十億マルクの中労働者の拂込たる額は十一億六千四百萬マルクにして、資本家十億九千萬、帝國政府一億五千萬マルクを負擔せり。即ち労働者の受くる額は其拂ひたる額よりも多きこと十億マルク以上なり。

一八七九年以來の關稅政策の改革は農業保護の原則に基けり。嘗て自由貿易主義を奉せし農業家は、永續的危機に遭逢して、鐵工業家及び織物業者と等しく、保護主義に轉せしを以て、製造品及び農産物の關稅を有する新自主的關稅表は國會に於て多數の賛同を得たり。一八八三年及び一八八七年の關稅表は農業の利益を保護すること更に甚しく、穀物關稅は百キログラムに對し五マルクまで引上げられたり。然れどもビスマルクの退隱後(一八九〇年)食料品に課税する農業保護の反對者の意見は世人の注意を引くに至れり。

一八九一年の十二月條約によりて(一九〇四年まで有效)ドイツ帝國は長期の協定關稅の主義に返り、自國の稅率引下げに對して、相當の對價を得たり。一八

自主的農業保護

十二月條約

九二年に破裂せしロシアとの關稅戰爭は、一八九四年新ドイツ・ロシア通商條約の締結によりて終を告げ、一八九三年以來のイスパニアとの關稅戰爭は一八九六年に至りて終熄せり。舊條約によりて北アメリカ合衆國・フランス及びイギリスは最惠國條款に均霑せり。

十二月條約に對して直に地主同盟の指揮の下に猛烈なる反對運動起れり。農業の利益を顧慮せし一九〇一年の關稅草案は、盛なる討議の末、大體に於て帝國議會の容るゝ所となれり(一九〇二年)。然し締盟諸國(イタリア・ベルギー・ロマニア・スウェーデン・セルビア・オーストリア・ハンガリア・ブルガリア・スウェーデン)との商議もまた同様に困難を極めしかば、新條約は一九〇六年三月一日に至りて、始めて實施せらるゝを得たり。此條約は一九一七年まで效力を有し、一般に國際的關係の困難に赴きたることを示すものなり。

最近三十年間に於てドイツの經濟的進歩は世界無比なり。其人口は一八〇〇年には僅に二百萬に過ぎざりしが、一八七〇年には四千萬、一九〇五年には六千萬に増加せり。而して一八八二年及び一八九二年の統計を比

人口

較するときは、工業家の數増加して、農業家の數減少せしことを發見す。此の如き現象は農業國の性質顯著なる國(オーストリア、ハンガリアの如き)に於ても同様なり。ドイツの工業はイギリスの工業に次ぎて最多數の人口に衣食を給し、増加せる人口は商工業に吸収せらる。これ又農業國より工業國に轉ずる際に必ず見るべき現象なり。

獨立的に活動する人の比較的 highest rate を示すものは、農業にして、農民の所有土地は大小地主の所有に對し、常に増加し、農業に利用せらるゝ土地の七割は農民の所有なり。然れども社會に勢力を有するものは大地主なり。大農法は數十年以來労働者の缺乏に苦めり。日給労働者は常に賃銀高價なる地方に轉ずるを以て、永續的危機に襲はるゝ、土地所有者は此の如き地方と競争する能はず。而してプロシアの東部地方の土地は特に債務を負ふこと多きを以て、政府は法律を設け、且低利資本の融通を計り、其救済の法を講せり。

農民は減少せしも、ドイツ農業の生産力は減退せず。土地の産額は合理

農業

食料及び

原料の輸

工業

的農業によりて數倍せり。ドイツは一八六〇年代まで農業國たりしも、非農民の増加の結果として、穀物及び肉類を多量に輸入するに至れり(約十七億マルク)。而してドイツは食料及び工業原料の代償として外國に流出する金額(合計三四十億マルク)を得んが爲めに、商工業の發達を圖れり。

第十九世紀の初めに於て既にドイツの工業は輸出の爲めに生産するの必要に迫られたり。近世的大工業がドイツに起りたるは一八五〇年の頃なれども、ドイツ工業が世界の市場を征服するに至りしは、新帝國建設後にあり。爾來ドイツは工産物の總額に於て世界の第三位に立てり(北アメリカ合衆國及びイギリスに次ぐ)。ドイツ工業に於て大經營及び中經營の數は常に増加せしが、獨立經營の數は減少せり。大經營(千人以上)の増加は最近三十年間の特徴にして、殊に鑛山業、金屬工業、織物業、化學製品業及び交通事業に於て然るを見る。而して五萬人を使用するクルーブ會社は第一位を占む。此會社は其初め小なる製鋼所なりしが、漸次發展して此の如きに到れり。

列強中ドイツは郵便交通に於て第一位を占め、河川航行に於てロシアに次ぎ、鐵道網の密度に於て第一位を占め、商船數に於て世界第二位を有するが、商業國としてはイギリスの次に位し、一八八〇年代以來北アメリカ合衆國及びフランスを凌駕せり。外國貿易増加率に於ては世界中ドイツに及ぶものなし。全世界の貿易額に對する割合に於て、イギリス、フランス二國は一八八〇年代以來稍衰へ、イギリスは二十世紀に入りて又少しく其割合を増加せり。ドイツの輸入貿易は輸出貿易に比し常に増加せしも、外國に於ける放資額も亦共に増加せり。但し世界各地に於ける經濟上及び政治上の變動は直にドイツに影響を及ぼすを以て、ドイツが經濟上に於て世界的國家となりたるは、産業上の危險の増加を示すものなり。

一八七三年以來ドイツの經濟界は勿論列強に襲來する危機を免るゝこと能はざりき。一八七〇年代の末期に實業界の氣運高まりたる後、一八八三—一八八八年に世界的事業の沈滞起るや、ドイツも亦甚しき壓迫を受けたり。其後、一八九〇年に至るまで事業少しく勃興し、一八九〇年の初め復不景氣

襲來せり。然るに一八九三年好運の兆ありて、一八九五年以來は未曾有の活氣を呈し、會社の新設は無數にして、工場は需要に應ずる能はず、相場は配當と共に上進し、貨幣は騰貴し、帝國銀行の割引率は遂に七に達せり。然れども此の如き活氣は決して永續のものに非ずして、一九〇〇年の末に至りて反動起りて、相場は沈滞し、鑛山及び金屬業は其經營を縮少し、抵當銀行は倒れ、強固なる會社も亦危險を感せり。一九〇三年に至り景氣恢復の兆現はれ、一九〇五年以來は内國及び世界の活氣時代再現せり。

ドイツの外國貿易の七割は海上貿易にして、其主要門戶はハンブルヒなり。一八八八年一月一日以來ハンブルヒ及びブレイトメンは、最早自由港に非ずして、關稅同盟に屬す。然れども尙倉庫及び船渠の自由區域を有す。ハンブルヒは又別に製造所の自由區域を有す。現今のヨーロッパは自由港としてはジブラルタル一港を有するのみ。而して最初の自由港はリボルノ(一五四八年)なりき。

ドイツ海運業の首都はハンブルヒ及びブレイトメンなり。而して一般に

北海の海運業の發達に反して、ドイツの東海々運業は退歩しつゝあり。北アメリカ合衆國の萬國商船會社に次ぎて世界第一位を占むる兩大汽船會社ハムブルヒアアメリカ線及び北ドイツロイド會社は、兩港に本店を有す。ハムブルヒアアメリカ線は一八四七年に起り、四雙の帆船を以て大西洋の航海を開始し、一八五五年別に二雙の汽船を使用せり。本線は一八七〇年代及び一八八〇年代に於ける短期の競争苦戦の後、今日の盛大を致せり(六六五、〇〇噸)。北ドイツロイドは一八五七年の創立にして、目下ハムブルヒアアメリカ線と同一の步調を取れり。

ライン河・エルベ河其他の河川及び運河上のドイツ汽船の數も亦海上船の數に劣らず。而してヅイスブルヒ・ベルリン(ヨーロッパ内地の最大工業地且商業地及びハムブルヒは國內航行の三大要港なり。然してライン河とエルベ河を連絡すべき運河開鑿計畫は東エルベの農民の反抗に遇ひて廢棄せられたり。之に對して支線を有するライン・ウエーゼル運河開鑿の法律は一九〇五年に可決せられたり。

國內航行

法律の簡約

一八七一年帝國建設の結果として、ドイツの法律は頗る簡約となれり。法典編纂の議は既にドイツ同盟の當時に起り、共同の手形法(一八四七年)及び商法典(一八六一年)編纂せられたり。而して近代の最大法典たる一八九六年の民法典は商法改正の必要を生じたり(一八九七年)。此兩法典は一九〇〇年一月一日實施せられたり。其外經濟に關係ある、無數の特別法律あり。

ドイツは其國民經濟的状態の性質上、又其歴史の必然の結果として、其嘗て勢力を有せざる時代に行ふ能はざりしことを、今日行はんと欲するに至れり。ドイツ國民は今や覺醒して其經濟的世界發展の必要を感じ、其大なる陸軍及び海外の利益の程度に應ずる海軍を要求するに至れり(一九〇〇年の海軍計畫)。ドイツは人口の過剰に苦むが故に、又其工業は國內の需要に應ずる以上の物品を生産するが故に、海外に販路及び植民地を得るの必要あり。其國民經濟的利益は當然權力及び擴張政策を生せざるを得ざるなり(帝國主義)。

膨脹政策の必要

第十六世紀に於ける世界分割に際してドイツ國民の夢想せし所は、一八八〇年に至りて始めて實現せられ、ドイツはヨーロッパ以外に植民地を有するに至れり。然しこれは決して國民の要部の希望には非ざりしが如し。個々の商事會社(ゴッドフロイウ・ウルマン・リューデリッツ)はアフリカ及び南洋州に於て自己の利益を保護せんが爲めに、帝國の權力を要求し、又數個の移民會社はドイツが海外移住民の爲に新に獨立の移住地を得んことを希望せり。政府(ビスマルク)は初め此等の地方に主權を行ひ、領地を獲得するの不得策なるを信せしも、ドイツ人の努力を妨害せんとするイギリスの態度に激せられて(一八八四年以來)、ドイツ帝國も遂に好意的の保護政策を棄て、國法上及び國際法上の保護を與ふるに決し、帝國々旗を新領土に翻し、軍艦を遣し、政府委員を派し、官傭兵を送り、國際法上の條約を締結せり。一八八四—九〇年の間ドイツは既に西部アフリカ(南西アフリカ・カメルン・トゴ)、東部アフリカ(新ギネア及び南洋・マーシャル群島、ブラウン群島、プロビデンス群島)に廣大なる領土を得たり。

ビスマルクの後繼者カプリビ伯は、植民地の必要を感ずること、ビスマルクよりも強からざりしを以て、この時代にドイツはイギリスとの條約によりてザンジバルの保護權と東部アフリカの一部とをイギリスに與へ、イギリスは之に對して一八〇七年デンマルクより取りたるヘルゴランドをドイツに與へたり(一八九〇年)。然るにホーヘンローへ公は再び強硬なる植民政策を取れり(一八九四年)。アフリカの勢力範圍に關する多數の條約は此時以後に締結せられたり。一八八五年法王の裁判によりてイスパニアの有に歸したるカロリナ群島は、一八九九年ドイツに買收せられ、マリアナ群島及びバラウ群島も、亦、同年に買收せられたり。イギリス及び北アメリカ合衆國との久しき紛議の後、サモア群島はドイツ、北アメリカ合衆國の間に分割せられ(一八九九—一九〇〇年)、イギリスはサロモン諸島を得たり。ドイツ帝國が支那と締結せる條約は更に重大なる意義を有す。一八九五年ドイツは漢口及び天津に於ける居留權を得たり。されどドイツは商店の設置をドイツ・アジア銀行に一任せり。而してドイツはこれを以て滿

足する能はずして、更に他の列國の例に倣ひて支那海岸に居留地を得んと欲し、一八九八年膠州灣の租借條約を結べり。北清事變に際し、ドイツ公使ケッテレル、北京に殺さるゝや、ドイツは一九〇〇—〇一年列國と共に軍事的行動を開始し、元帥ワルデルゼー聯合軍を率ひて支那の秩序を回復し、以て賠償金を得たり。

アフリカに於ても土人の騒亂ありて、ドイツは軍隊を用ふるの止むを得ざるに至れり。一八九三—四年南西アフリカに於てウイトトボイ族酋長ヘンドリック・クウィットボイの下に反し、暫時にして鎮定せられしが、一九〇三年ボンデルツワルト族反し、一九〇四年ヘレロ族反するや、ウイトトボイまた之に加れり。此戦争は二年間繼續し、ウイトトボイの戦死とボンデルツワルト族の征服とによりて始めて鎮定せられたり(一九〇六年)。然しドイツは之が爲めに莫大の費用を要したり。東アフリカに於ても屢々戦あり、殊に、一八八八年奴隸貿易の禁止に反抗せるアフリカ族を鎮定せんが爲めに、ドイツは兵力を用ひ、其後一九〇五年又最後の戦争をなせり。

ドイツの植民地貿易は目下尙甚だ小額なれども、ドイツは巨額の費用と精力とを用ひて、新領土の開拓に従事しつゝあるを以て、今日まで外國植民地より供給せられたる産物を、自國の植民地より得るの日は蓋し遠きにあらざるべし。植民地に於て最も必要を感ずること大なるは交通機關なり。

十一 デンマーク

第十八世紀の末(一七六〇年代の半以後)デンマークは東西インド南北アメリカに向て盛に自己貿易を行へり。オランダ及びハムブルヒの貿易が革命戦争の爲に衰頽に歸したる時に當りて、デンマークの貿易は更に隆盛を極めたりしが、イギリスが忽然としてデンマークに對抗し、コペンハーゲンを封鎖し、デンマークの艦隊を奪ひ、ヘルゴランドを取るに及びて、デンマーク貿易の盛時は終を告げたり(一八〇七年)。ウイーン會議の後デンマークは關稅政策によりて外國に對して自ら封鎖せり。これ蓋し工業保護の目的によるに非ずして、財政上の理由によれり。デンマークが一八六三年低率なる保護關稅政策及び條約政策を採るに至り、又輸出税、通過税及び差

等船税を廢するに至りしも、等しく此理由に外ならず。デンマルクは三十年以來此政策を大體に於て變ずることなし。其貿易の特色も依然として穀物、工産物及び植民地産物に對し、畜産物を交換するにありき。年々の輸入超過も亦依然として變せざりき。而してデンマルクは農民の都市に移住することの行はれざる國家の一なれども、農業の爲めに多國の勞働者を要せり。

ズンド關
税

植民地

デンマルク近世商業史の最大事件は一八五七年のズンド海峽關稅の交換なり(二十年四十回賦三千五百萬ライヒスターレルに對して)。

デンマルクは一八一四年ノルウェーを失ひ、一八六四年シウレスウイヒールホルスタイン及びラウエンブルヒを失ひたれども、尚ヌエル諸島及びアイスランド(一三八〇年以來)グリーンランド(一七二四年以來再び移民あり)及び三個の西インド島嶼(セントトーマス・セントジョアン・セントトローイクス)第十七世紀以來を有す。

十二 スウェデン及びノルウェー

スウェ
デンの貿易
政策

(甲)スウェデン デンマルク及びハンザ諸市と等しく、スウェデンも亦北アメリカ獨立戰爭及びヨーロッパの革命戰爭が北ヨーロッパのドイツ民族の國家に與へたる影響を受けたり。然れども北方戰爭以來常にスウェデンに代りてバルト沿岸地方の主權者たらんと志せるロシアは、フィンランドを奪へり(一八〇九年)。一八一六年以來スウェデン王國は當時の流行政策たる禁止政策を取れり。一八五〇年代及び六〇年代に於てグリベンステット内閣は極端なる保護政策より西ヨーロッパ自由貿易及び通商條約系統に加入せり。此くてスウェデンにも交通機關の建設、株式會社及び大工業會社設立の時代來れり。然れども一八七〇年代の中葉に至り商工業沈滞し、歳入不足を告げ、外國の保護政策の實例影響を與ふるに及びて、自由保護兩主義の争、半島に起り、商業家、輸出工業家及び消費者は一團となりて、負債とロシアの競争とによりて、保護主義に傾きたる農業家、非輸出工業家及び社會政策論者に對抗し、後者はスウェデンはスウェデンの、スウェデンなりと叫びて前者の飢餓關稅を棄てよとの叫びを沈黙せしめたり。一八八

七年以來政策變更行はれ一八九二年の國定關稅表、目下スウェーデンも亦適度の農業保護政策を取れり。

中間帝國關稅表

(乙)ノルウェー 一八一五年以來結合せる兩王國スウェーデン・ノルウェーは、相互の關稅自由及び對外自主獨立を基礎とする一種の中間帝國關稅表によりて、貿易上の事務を協定せり。後兩國不和を生じ、一八九七年兩國間の通商自由は廢止せられたり。一九〇五年以來ノルウェーは獨立王國となり、凡ての點に於て獨立の行動を取れり。唯兩國商品の自由通過に關してのみ、兩國間に協定あり。而して聯合解除以前に外國と締結せられたる條約はスウェーデンに對しては其効力を失ふことなりき。

ノルウェーの貿易政策

ノルウェーの經濟生活は遠洋漁業、森林業及び海運業を基礎とせしを以て、ノルウェーの海運業はヨーロッパ第二位にありしが、近頃に至りてドイツに代れり、保護政策を取るの必要なかりしかば、國會は一八六〇年代以來自由貿易主義を取れり。但し關稅は國家の收入の主なるものなるを以て、之を徵せり。然れども其關稅法はイギリスに反し、少數の多量品に高率の

稅を課せず、多數の品目に對して輕小なる輸入稅を課するにありき。而して保護主義的時代思潮は一八八〇年代以後の個々の關稅引上の上に其影響を示し、一九〇五年の關稅表に於て著しく發現せり。海運業及び旅客交通は重なる收入財源なり。

十三 ロシア帝國

現今のロシア帝國の創建者にして且ロシア工業の創始者たるペテロ一世は内地よりバルト海に達する通路を開けり。斯くて新に建設せられたる聖ピーターズバーグ(クロンスタットも共に)は急速の進歩をなして、貿易の主府となれり。之に反して舊時のハンザ同盟諸市リガ、バル(一七二一年)及びリバウ(一七九五年)よりロシア領は第十九世紀に至りて漸く再び商業上の要地となるに至れり。

カタリナ二世の時比較的の自由主義なる貿易及び産業政策ロシアに行はるゝに至れり。此時ロシア帝國は黒海地方を取り、クチュク・カイナルドの平和(一七七四年)によりて、ボスボルス及びバルダネル海峽に出づるの途

ペテロ大帝の時代

カタリナ二世

を得たり。内地の天産物は天然の水路によりて海外輸出の目的を以て新開港ケルソン・ニコライエフ・タガンログ・オデッサ(一七九五年)に向へり。ペテロ大帝・カタリナ二世及びアレキサンデル一世は既に南西及び北東の運河系統を設け、之によりて東海及び白海は黒海と連絡を得、且巨川間相互の連絡も通せり。

パウロ一世(一七九六—一八〇一年)以來は禁止政策の時代或は又無方針の變動時代なりとも稱すべく、此皇帝及び次のアレキサンデル一世(一八一—一八二五年)の政策は毫も定りたる所なかりき。ナポレオン時代の世界的形勢は蓋し此勢を助長せり。

ロシアの貿易政策は財務大臣カンクリン(一八二三—一八四四年)の有名なる政治の下に、換言すればニコラ一世(一八二五—一八五五年)の治下に、始めて方針の確立を得て、禁止政策は高率保護關稅政策に變せり。ニコラ一世は西ヨーロッパ文明の革命的色彩を厭ひ、之に對して帝國を保護せんが爲めに、鐵道を國境に達せしむることを極力拒みしが、皇帝はクリム戦争起るに及び

禁止政策

カンクリンの政治
ニコラ一世

ポーランドの併呑

一八五六年
局面一變

保護政策の緩和

アレキサ

て痛く其策の宜しからざりしを感せり。

ニコラ一世のロシア化政策の結果として、一八五一年までポーランドと他のロシア領土との間に存せし中間關稅境界線は廢止せられ、之と時を同ふして新關稅表全國に行はるゝに至れり。此關稅表は稍、稅率を減じたる項目を有せり。

ニコラ一世の統治策はクリム戦争に於て其缺點を暴露せり。實に此戦争に依りて西ヨーロッパ文明はロシアの孤立文明に優り、ロシア將來の爲めに西ヨーロッパ文明を採用するの必要なるを證明せられしかば、パリーの平和(一八五六年)と共にペテロ一世以來の未曾有の改革時代始れり。時の皇帝は則ちアレキサンデル二世なり(一八五五—一八八一年)。

西ヨーロッパの文明制度と共に自由貿易主義もロシアに侵入せり。而してクリム戦争よりロシア・トルコ戦争頃に至る(一八五六—一八七六年)期間のロシアの貿易政策は溫和なる保護政策なりき。

此間に奴隸制度廢止せられて、雇役制度實施せられ、鐵道は乾濕の帝國境

界まで延長せられ、内外の資本は近世ヨーロッパ的性質の事業を起さんが爲めに誘致せられたり忽にして國民經濟界に生じ得べき最大變動は、ロシア國民の多數の頭上に來り、束縛主義と共有主義とを基礎とする自然經濟は一變して貨幣及び信用經濟となれり、獨り農業のみならず、商工業も新生面を開き、國立及び貴族の經營にかゝる工業以外に、舊來の家庭工業の傍に、突然として資本組織の大工業帝國の中心たるモスクバ内外、ウラル及びドネツ附近に現出せり。此國民的ロシア大工業は獨りロシア帝國を西ヨーロッパの經濟的勢力の壓制より救ふに足るの觀ありしのみならず、當時尙外國工業と目せられたるポーランド工業、黒海工業、バルト工業と競争せんとを勉めたり。此競争の主動者は中部ロシアの工業にして、其競争手段は必ずしも常に公明正大ならざりしも、貿易政策を左右するを得たり。斯くて農民の利益は工業の利益の犠牲にせられ、一九〇〇年の危機ありしも、ロシアの工業は漸次發達せり。ロシア勞働者の數は僅に二百二十五萬に過ぎざるも、一九〇四年及び一九〇五年のストライキは帝國の經濟界全體

に大打撃を與ふるに至れり。然してロシアの織物、金屬品、砂糖、酒精等は西ヨーロッパの製造品の輸入を減少せしむることを得たるも、未だ中部ヨーロッパ及び西部ヨーロッパに販路を得るに至らず。ロシア工業品輸出の將來はトルコ帝國、ベルシア、中央アジア及び支那にあり。ロシアのヨーロッパ貿易及びアジア貿易交又點はノブゴロド市にして、此市は（一八一七年再興せられたる）秋期の市（カルコブ及びイルピット）を有す。

ロシアの自由貿易主義及び新ヨーロッパ主義の時代は勅令の發布と共に終を告げたり。本勅令は一八七七年一月一日以來境界關稅を金貨を以て徵收することを規定し、關稅を事實上少くとも三割引上げたり。蓋し一八七七年より七八年に亘るロシアトルコ戦争はロシアをして新財源の必要を生せしめ、又政府は農奴解放以來重稅の負擔に苦みたる農民の負擔（鹽稅及び人頭稅を廢止して）を輕減するを避くる能はざりしなり。且當時列國はベルリン會議（一八七八年）に於てロシアトルコ戦争によりてロシアの得たる利益の大半をロシアの手より奪ひしかば、ロシアは西ヨーロッパ

を怨むこと甚しく、此等の結果として政府は遂に國民的大工業の極端なる要求を容るゝ事となり、一八八一—八二二年に於て凡ての輸入税の一分を引上げたり。其後一八八五年、一八八七年、一八九〇年の引上げあり、遂に一八九一年の高率保護關稅表の發布となり、農業は工業の犠牲となれり(ウイシッ、ネグラヅスキ内閣)。其目的はロシアをヨーロッパより全く分離孤立せる鎖國的經濟地域たらしむるにあり。

一八八一年以來の關稅改正はロシア貿易の大半を占むるドイツと戦ふを目的とせしが、ドイツは一八九一—九二年の中部ヨーロッパ通商條約の締結に際して、ロシアに最惠國權利を與ふるを拒むに至れり。是に於て猛烈なる關稅戰爭起り、一八九四年の末まで繼續せり。一八九〇年度の關稅條約は日本との戰爭後に改正せられ、ロシアは一九〇三年自主的關稅表に基き、締盟國(ドイツ、フランス、北アメリカ合衆國、オーストリア、ハンガリア等)の利益を尊重せり。然れども稅率は一九〇六年の新通商條約によりて再び高められたり。

ロシアは其最近の條約によりて、其主として農業國たることを認識せり。一八九〇年及び一八九八年の凶作は明に之を證明せり。巨額の外國債を有するロシアは、巨額の穀物を輸出して、其利子を仕拂はざるべからず。且つ農民は穀物を輸出するに非ざれば金錢を得る能はず、從て租稅を納むる能はざるなり。是を以てロシア政府は一八九〇年代以來北アメリカ合衆國の恐るべき競争に對して戦はんが爲めに、アメリカ穀物貿易の組織を學べり。内國植民事業の繼續は農業を利すること少からず、耕地は増加し(排水)森林も亦増加せり。然れども耕作法宜きを得ず、配當地狭小なるが爲めに、人口一人に對する農産額は尙頗る少量(南部ロシアを除き)にして、農民は常に食物の缺乏に苦めり。家畜の増加は人口の増加に伴はず、之に反して穀物、麥粉、菜種類、大麻、亞麻、林産物、畜産物の輸出は外債の増加と同一の歩調を以て増加せり。農民は其境遇に平かなる能はず、土地の新分配(耕作地の三分一を占むる良地の分配)を要求するも、其目的を達し得べきや否やは不定なり。目下ロシアは其土地より生ずる産物によりて、工業品の輸入及び

外債の利子を仕拂へり。其販賣業は半は大ロシア商人の手にあり、半はユダヤ人の手に存す。

ロシアは面積に於ては世界第一のイギリスの次に位するも、其領土の連續的一團をなす點に於ては、イギリスに勝る。イバン三世(一五〇五年)時代のロシアの面積は僅に二、二〇〇、〇〇〇平方キロメートルなりしか、目下二二、〇〇〇、〇〇〇キロメートルあり。ロシアは獨り侵略的國家たるのみならず、最強力の植民的國家にして、勞働の祝福及び其國民的本性を新領土に扶植す。シベリア、カフカズ及び中央アジアに於けるロシアの事業の大にして且困難なるは、世界に其比を見ざる所なり。シベリアは既に第十六、七世紀に於てロシア領に歸し、黒龍江地方は第十九世紀に於て(一八五八年)ロシアに歸せり。一九〇〇年以來シベリア追放廢止せられ、一八九一—一九〇三年の間にシベリア横貫鐵道完成せり。其滿洲支線は一八九八年に獲得せられたる不凍港旅順に達す。ロシア人は旅順、大連を租借し、滿洲を軍事的に占領せしが、日本其撤兵を屢々要求して効なかりしかば、一九〇四年

及び一九〇五年の大戦争起り、ロシアは海陸に敗れ、租借地を日本に譲り、滿洲より手を引けり。是に於て極東の覇權は黄色人種に移れり。加ふるにロシアの國債は増加し、増加額二十乃至三十億ルーブル、國內に絶へざる不安は今日までの憲法政治を以てしては未だ之を除くこと能はず。

後カフカズ地方は第十九世紀の初め數十年間に占領せられ、一八七二—一八三年の間にボチチフリス、バク鐵道布設せられたり。中央アジアの侵略は一八六九年を以て始まり。而してパミル高原の占領以來(一八九一年)イギリス、ロシア勢力範圍の境界地は平和を得たり。一八八九年後カスピ海鐵道、サマルカンドまで開通し、その後タシケンドまで延長せられ、更に此地よりシベリア横貫線と合せんとす。

十四 バルカン諸邦

(甲)セルビア 四五十年前まで(一八五六年のパリ)の平和は回轉期なり、オーストリアはトリェスト及びドナウ河によりて、バルカン半島との貿易主權を掌握せしが、目下此主權はセルビアに移れり。セルビアの外國貿易

の四分の三はオーストリア・ハンガリアにあり。

一六六四年までオーストリアは輸出入貿易に於て特典を受け居たりしが、一八六四年セルビアは自主的關稅表の制定によりて、凡ての外國を同等に取扱ふに至れり。一八八〇年代の初めセルビアは王國の列に進み低率の收入關稅を有する個々の條約を締結せしも、自國の家畜の輸出の爲めにオーストリア・ハンガリアに特典を與へざるを得ざりき。一八九〇年代の初めに満了せる條約は繼續せられたり(一八九二年オーストリア・ハンガリアと通商條約及び防疫協商を結ぶ)。セルビアはブルガリアと關稅同盟を結びてオーストリアの勢力より脱せんと企てしが(一九〇五年)遂に葛藤起り、セルビアの屈服によりて解決せり。

(乙) ロマニア 一八五六年までオーストリアはモルダヴィア及びワラキアに於て商業上の主權を有せり。一八一二年以來ドナウ河口を取りたるロシアは、之に對して競争するの力を有せしのみならず、其權力内の河川航行權を掌握せんが爲めに、あらゆる手段を講せり。是に於て一八五六年の

パリ會議はドナウ下流を中立地とし、萬國ドナウ委員會を設けて河川修理を行はしめたり。此時以來バルカン半島殊にロマニアの商權は西方列國(イギリス・フランス・ドイツ)の手に移れり。列國は先づ汽船を送り、次に鐵道技師を派遣し、ドナウ河に達する商路及びドナウ河畔の要地となれり。一八七九年より八八年の間にロマニアの鐵道は國有に移れり。ドナウ河口は其以前に於て既に(一八七八年)ロマニアの主權の下に置かれたり。一八八三年ロマニアは萬國ドナウ委員會に加入せり。然れども此會より獨立せんが爲めに政府は其唯一の獨立海港コンスタンザ(ケステンドジュ)の振興を計れり。

ホーヘンツォルレルン家のカロロの即位(一八六六年)以來、ロマニアの行政はヨーロッパ的特色を帯ぶるに至れり。土地の解放行はるゝや、大地主等は自ら其大部分を取り、農民は得る所甚だ僅少なりしかば、農民は大地主及び大小作人に對して、其經濟上の獨立を維持する能はず、目下最後の手段

に訴へて改革を迫りつゝあり。無資力農民は工業に使用するにも堪へざるなり。ロマニアの工業は全く政府の力によりて發生せしものなれども、工場の生産力は尙甚だしく内國の需要に應ずるに足らず。

オーストリアとの
關稅戰爭

ロマニアの家畜に對する國境封鎖の結果として、オーストリアとロマニアとの間に、一八八六年より五年間に亘りて、關稅戰爭起れり。此戰爭は一八九一年のロマニアの國定關稅發布の後止めり。ロマニアは其他各方面に向て十二月條約の主意と抵觸せざる新條約を締結せり。一九〇四年の自主的關稅表は保護主義なりしが、最近の條約は頗る之を緩和せり。

(丙)ブルガリア 名義上トルコの主權を奉ずるヨーロッパの最新國たるブルガリア(一八七八年に起り、一八八六年東ロマニアと合併)は、列國と條約を締結せり、イギリスが少時ブルガリアとの貿易に於てオーストリア・ハンガリアの位置を奪ひたれども、オーストリアは一八九八年以來舊時の位置を回復し、貿易及びドナウ河航行、海上航行に於てイギリス・ドイツ兩國の上に出づるに至れり。

新ギリシア主義

新ギリシアの
ローパの
進化

思想及
事實の
連貫性

(丁)ギリシア ギリシアがトルコより獨立する以前既に其東西に於て新ギリシア主義の主張者ありき、其中堅は國民的生産事業又は國民的貿易と明確なる關係を有せざる萬國貿易の媒介者たる商人なりき。今日に於ても尙自國民の生活に同情を有せざる此種の者あり。獨立國と成りたる以來(一八二九年)ギリシアは銳意努力して半アジア的惰眠より覺醒せり。然れども其外國貿易は其農産物の僅少なるが如く、又其工業の幼稚なるが如く、殆ど云ふに足らず。其要地はボトラス・ビレウス・シラ島にして、主要なる對手國はイギリス・バルカン諸邦・オーストリア及びロシアなり。ギリシアは一種の歴史的回想の國家にして、其經濟的事業もまた今日尙人類行爲の永續的なることを示せり。古代のギリシア人が大理石及び銅を採掘せし所に於て、今日のギリシア人は同一の事を繰返せり。コリントの運河(長さ六三〇〇メートル)は古代ギリシアの開鑿する能はざる所なりしが、今日のギリシア人は之を完成せり(一八九二年)。但し其經費は之を外國に仰げり。然れども工事不完全にして其収支相償はず。

新ギリシア政治は志餘りに高遠に馳せ、富力之に伴はず、遂に國家の破産を來せり(一八九三年)。一八九七年のトルコ戦争により、財政の基礎再び動搖し、王國の財政監督は六大ヨーロッパ列強の手に歸り、一八九八年列強は債權者と協定せり。

十五 トルコ帝國

アジア・アフリカ兩大陸に其版圖を有するオスマンリットルコ帝國は廢類國の標本なり。而して亡びたる數個の文明は相重りて層を成せるが、其最後の層たるアラビア回教文明は、今日も尙其生命を有す。四百年以來回教文明は其活力を失ひたるも、近時又汎回教運動起り、トルコ皇帝は其首長として、キリスト教文明の優勢に對抗せんとす。

同帝國に於ける農工業は共に活氣なく、將又改良を知らず、商業及び金融事業は世界的通商遊牧民にして貿易植民者たるギリシア人・アルメニア人・ユダヤ人・西ヨーロッパ人の手にあり。トルコ帝國の瓦解の兆現はれたる以來(約一六九九年)西ヨーロッパのトルコに對する方針は一定せず、或時は

其保全を圖り、或時は之を分解して數個の國家(セルビア・ギリシア・ロマニア、ブルガリア・クリト)を組織せんと試み、或時は之を破壊して各自其欲する所を併吞せんとせり。ロシア・イギリス(キプロス島・エジプト)・フランス(チュニス)・オーストリア(ボスニア)等凡て此手段を取れり。列國の商業的競争はトルコの港灣及び内地の隆盛を促したれども、(サロニキ・トラベズント・サムスン・スミルナ・アレクサンドレタ・ベイルト・ブシル)クリム戦争後まで貨物集散の主都たりしコンスタンチノブルは漸次此性質を失ひ、商賈は事實上の取引地に向て去り、今は唯僅に航海上の一大要點たるに過ぎざるに至れり。
目下ヨーロッパ人はトルコ鐵道の建設に競争しつゝあり。ヨーロッパに於ける鐵道建設に際して巨利を占めたるは、大企業家ヒルシュにして、政府は一八八一年の條約によりて漸く其權力より免るゝことを得たり。小アジア鐵道は種々の外國會社に委託せられしが、其中最重要なる線路はドイツの共同團體に委任せられたるバグダード鐵道なり。これは獨りベルシア灣(バスラ)に達するのみならず、嘗て世界の最肥沃地たりし地

方を再び開拓せんが爲めに、植民者を舊時のバビロニアに送らんことを目的とするものなり。

何れの國民も國家も斯る大工業を企圖するものはなし。然るに財政はその基礎を危くし、而して一八八一年以後はエジプト・セルビア・ギリシアの場合に於けるが如く、債權者委員會(Dette publique ottomane)の支配の下に立てり。第十八、十九世紀の平和條約によりて列國は貿易上の利益を獲得せり。而して一八三〇年代及び一八六〇年代に於て、政府は外國と締結せる數多の通商條約によりて、輸入品に八%の輸出品に一%の關稅を課せり。一八九〇年代の最近條約は特別の協定稅率を設けたり。

十六 支那

東部アジアの文明の抵抗力

東部アジアの諸文明國はヨーロッパ人の侵入及びヨーロッパ文明の勢力に長期の間抵抗せり。

排外的明朝時代(第十四世紀)に支那は全然封鎖せられしが、第十六世紀に至りてポルトガル人は支那海岸にマカオを建て、第十七世紀に於てイギリ

通商貿易

マカオ及

ンビカント

阿片戦争
一八四二年の條約

新條約

一八九五年以來の支那

ス東インド會社はカントンより支那帝國に向ひて貿易を開始し、他の列國に先例を與へたり。北京政府は此國境貿易を認めず、海外の夷狄と條約を締結するを拒めり。然るに一八三四年東インド會社の特權消滅し、支那貿易開放せらるゝや、其結果として阿片の輸入激増せしかば、支那官憲は之を禁止せり。イギリス領インドは阿片を支那に賣るに非ざれば、イギリス品を買ふ能はざるを以て、イギリス人は干戈に訴へて阿片輸入の禁を解かんと欲して、阿片戦争を起し(一八四〇—四二年)、遂に香港を割讓せしめ、廣東、上海等五個の港に於ける居留權及び自己の裁判權を得たり、後列國も亦此權を得たり。其後イギリス・フランスは聯合し、武力を用ひ、支那をして天津條約(一八五八年)及び北京條約(一八六〇年)に調印せしめたり。此くて支那は新に六個の條約港を開き、海關を設け、列國が公使を北京に送るを許せり。一八七六年及び一八八六年の條約によりて揚子江地方も開放せられたり。日清戦争(一八九四—九五年)以後支那問題即ち巨大なる帝國の開放問題は新局面を開展せり。此時まで支那に土地を得んと勉めたるは、イギリス。

ロシアのみならず、今やフランス、ドイツ、北アメリカ合衆國、日本も、亦將來の分割に與らんが爲めに好地歩を占め、且内地に販路を擴張せんが爲めに根據地を得んことを勉むるに至れり。ヨーロッパ人は殊に支那鐵道の建設に重きを置き、其利益を保護せんが爲めに、イギリス人は威海衛を取り、ドイツは膠州灣を取り、ロシアは旅順（一八九八年）及び大連を取れり。

支那人の排キリスト教的排外的運動は此以前に於ても屢々起れり。國內の外人を一掃するを目的とする秘密結社の存在は既に世に知られたり。然るに一九〇〇年に至りて團匪の率ふる危険なる暴動遂に起り、政府また之を助けしかば、各文明海軍國は艦隊及び軍隊を送り、聯合して北京を占領し、危険に陥りたる公使館を救へり。ドイツの元帥ワルデルゼーの率ふる聯合軍は遂に暴徒を鎮壓し、支那は多額の賠償金を拂ふこととなれり（一九〇一年）。此戰爭中にロシアは條約上の權利によりて建設せられたるシベリア鐵道支線保護の口實の下に滿洲を占領せり。然し日本がロシアを破りたる後、支那は再び滿洲を得、列國も亦門戶開放機會均等の主義を聲明せり。

外國の勢力に對する反動

ヨーロッパ技術の採用

支那の商業

支那人はヨーロッパ人の技術及び軍備を採用せしも、其度に於ては未だ日本人に及ばず、然れども常に努力上進しつゝあり。既に機械、汽船、電話、電信、郵便を採用し、又馬鈴薯、玉蜀黍等の農産物を栽培せり。また久しく宗教上の理由より鐵道に反對せしも、今や此迷を覺りたるが如し、一九〇四年の鐵道延長は既に五千キロメートルに達し、北京・漢口間の連絡通せり。支那人のヨーロッパに留學するもの少からずと雖も、支那指導開發の任務は日本人の手にあり。支那人の自負心次第に高まるや、北アメリカ合衆國に於ける支那移住民の虐待に對し、一九〇五年のアメリカ貨物排斥を生じたり。支那苦力は大平洋、インド洋各地に分布し、一九〇五年イギリス領南アフリカに於て募集せられたるもの二萬五千人に及べり。支那商人は其組合組織によりてヨーロッパ人の來襲に抵抗し、内國貿易の媒介者たる地位を維持せり。而して支那の重なる輸出品は生絲、棉花及び茶なるが、茶の輸出額は支那の阿片産額の増加に反比例して減少せり。然してインドより支那

に輸入せらるゝ阿片の量減少するに従ひ、インドの製茶業は發達せり。支那は初より輸入超過國にして、一九〇五年の輸入は殆んど輸出に二倍せり。支那は今日殘存する銀貨國の一として世界の巨大なる銀産額の大部を吸収し保留するの任務を有せり。支那のヨーロッパ化更に進まば、其銅貨本位制は貴金屬本位制に變ずべし。

十七 日本

日本の排外政策は初め支那よりも強烈にして、第十六世紀の頃ポルトガル人及びエスイト教徒は日本に於けるキリスト教文明の宣傳に於て成功せしが如き觀ありしが、オランダ人の煽動に伴へる國民的反動は遂にキリスト教及びポルトガル人を國內より一掃せり。一六四一年より一八五四年に至るまで日本は全然鎖國の状態にありき。唯オランダ人のみ出島に於て塙壁内に居留し、屈服的條件の下に貿易に従事することを得たり。

日本の開國は北アメリカ合衆國の發意に基けり。合衆國水師提督ペリが一八五四年長崎及び下田に其國人の居留權を得てより、世界貿易に與

日本に於けるポルトガル人及びオランダ人

鎖國及一八五四年の開國以來の

一八六八年以來の日本文明の採用

日本の帝國主義

れる列國相踵で來るに至れり。而して日本は一八六〇年代に於て既に輸入關稅を規定せる通商條約を有したり。

一八六八年の王政復古(將軍家及び封建政治倒れて天皇親政す)は日本國民の精神的復活の序幕にして、日本國民の如く自ら進んで盛に西洋文明を採用し、其取捨選擇宜しきを得たるものは未だ其例を見ず。殊にヨーロッパの工藝技術は滔々として侵入し、極東に於ては日本人は既にヨーロッパ人と商業及び工業上の競争をなすに至れり。其輸出品としては石炭、工業原料及び食料品の外に、絹布、綿絲、紙、燐寸、編物、陶器等の製造品あり。輸入は著く輸出に超過せり。政體は立憲政體にして(一八九一年)財政は借金政策を取り、煙草專賣法、二重本位、紙幣經濟を行ひしが、一八九七年金貨本位を採用せり。

東部アジア最近世史の最注目すべき事件は、日本が人口増加の結果として國民の精力を恃みてヨーロッパ風の膨脹政策を取るに至りたることにして、一八九四年に日清戰爭ありき。日本人は一八九五年の下關條約によ

りて遼東半島及び臺灣島を得たり。遼東半島は列國干渉の結果還附せし
 も、ロシア人が遼東を取り、滿洲を占領し、朝鮮半島を危からしむるに及びて、
 日本人は先づイギリスと同盟し(一九〇二年)、一九〇四年ロシアと戦へり。
 此戦争は十年臥薪嘗膽の結果にして、ポーツマス條約(一九〇五年)によりて、
 遼東をロシア人の手より奪ひ、滿洲をロシア人の手より救ひ、又樺太の南半
 を得、朝鮮の内治外交に於ける宗主權を得たり。但し軍費の賠償は之を得
 る能はざりき。日本の債務は此戦争の爲めに三倍し、以後三十年間日本は
 其貧弱なる國民の血を絞りにて巨額の利子を仕拂はざるを得ざるに至れり。
 然れども日本は極東の覇者たり。黄色人種は凡て日本に依頼して白色人
 種の羈絆より脱せんことを冀へり。

十八 ラテン民族のアメリカ

第十九世紀の初め以來中部アメリカ及び南部アメリカに於けるイスバ
 ニア植民地域の分裂によりて生じたる十六個の共和國は、今日まで其發達
 の軌を同一にす。一八八九年王國より共和國に變せるポルトガル民族の

中部
リカ及
南部ア
メ
リカの
共和
國

貿易政策

貿易

イスパ
ニア
世界
的
時代

ブラジルも亦此例に漏れず。凡て此等の諸邦は獨立の當時に於て政治上
 及び經濟上半熟の國家たりしが、今日に於ても未だ成熟の域に達せず。
 大洋に對する位置に於て、中部アメリカ及び南部アメリカの各部は、同一
 ならず。中部アメリカの地中海濱の狭小なる地域は、特別なる位置にあり
 て、通過國の天職を有す。パナマの地峽には初めイスパニア時代の隊商あ
 りて馬を用ひしが、一八五五年以來汽車通じ、メキシコ及び南部アメリカに
 於ても、萬國の資本は鐵道によりて兩大洋を連絡せり。

ラテン民族諸邦の貿易政策は時に變動なきに非ざるも、概して財政上の
 理由によりて左右せられ、國民經濟上の理由によりて左右せらるゝことな
 し。其通常の貿易は植民國の常として製造品に對する天産物(珈琲、カカオ、
 茶、家畜、羊毛、肉類、海鳥の糞、貴金屬、銅、那篤倫、硝石)の交換なり。内外貿易は航
 海業と共に外國人の手に在り。

イスパニアの制度及び違法密輸入の時代は、植民地がイスパニア本國よ
 り分離せしと共に終を告げ、次に萬國競争の時代來り、イギリス・ドイツ・フ

北アメリカ
合衆國
と汎
カ
リ
カ
傾
向

ンス出で、ポルトガル人、イスパニア人の舊來の勢力を破れり。第三期は北アメリカ合衆國が競争者として現はれたる時代にして、二三十年以來此時代となれり。其特色はヨーロッパの勢力をアメリカ大陸より驅逐せんと欲する努力にして、汎アメリカ主義、メキシコ及びキューバに於て既に此努力は成功せり。其他の地方に於ても北アメリカ合衆國は互惠條約及び差別關稅によりて優等の地位を固めんと欲す。ブラジルとの協商(一八九一年)によれば、アメリカに於て産出せらるる重要貨物は、無稅若くは貳割の關稅割引を以て輸入せらるるを得ることとなれり。後一九〇五年のブラジル關稅法によりて、此特典は廢止せられたり。

北アメリカ合衆國が半意識し、半無意識に、南アメリカ大陸の經濟的征服を企てつゝあることは否むべからず。唯其成功の日遠きにあるのみ。目下北アメリカ合衆國の中部アメリカ及び南部アメリカ貿易(西インドを除き)は、合衆國貿易の全額の一割に過ぎずして、多數の國家に於てイギリス品、ドイツ品、フランス品がアメリカ品を壓倒せり。之に反して北アメリカの

資本は南アメリカに於てヨーロッパの資本と盛に競争するを得るの地位にあり。

二百年前までは中部アメリカ及び南部アメリカの經濟上最進歩せる國は、チリなりしが、現今に於てアルゼンチンは特に其農産物(小麥、玉蜀黍、麻種)及び畜産物の輸出によりて第一等の地位に進めり。一九〇六年ブラジルは其關稅率の著しき引下を斷行し、輸出稅を全廢せり。ブラジル、メキシコ、コロンビヤは其關稅率を平均的に引上げたり。然してチリ、アルゼンチンと共に金屬に富むメキシコ(今尙世界第一等の銀產地)は執政官ジョアレズ及びボルフィリオチアズの政府以來最も整頓せる状態にあり。

十九 北アメリカ合衆國

最初の北アメリカ聯合十三州は、一七七六—一八三年の獨立戰爭によりて、イギリスの統治及び商業獨占より脱するを得、ベルサイユの平和條約(一七八三年)によりて、新共和國はメキシコ灣の海岸及びミシシッピ—東方の全地方を得たり(イギリス領ルイジアナ)。此方面に於て合衆國は又建國以來

合衆國の
影響
イギリス
領及び
フランス
領
ナ
イ
ン
ジ
ア

テキサス
フロリダ
アラバマ
メキシコ

北太平洋
地方

モンロー
主義

最初の大膨脹をなし、六千萬フランを以て、ミシシッピ流域西部全土即ちフランス領ルイジアナをフランスより得たり(一八〇三年)。此後(一八一九年)イスパニアはフロリダの主權をアメリカ人に賣り、一八四五年メキシコより獨立せるテキサスは自ら合衆國に加はれり(一八四六年)。一八四八年のグアテルブ・ヒダゴの平和によりて合衆國はカリフォルニア及び當時イスパニア領たりし全土をリオ・グランデに至るまで獲得せり。又此以前にアメリカ人は太平洋岸北西地方の所有權に關してイギリスと協定を遂げ、四十六度に至るまでの地を得たり(一八四六年)。一八四〇年代の末以來合衆國の領土は兩大洋及びメキシコ灣に達せり。一八六七年アメリカ人はロシアとの條約によりて國境以外にアラスカを得たり。アラスカは一列島によりて東部アジアに連續す。

南アメリカの植民地が本國イスパニアより分離せし當時(一八二三年)大統領モンローは其敎書に於て其有名なる主義を宣言して曰く、大西洋の彼岸に自國の領土を擴張するを目的とするヨーロッパ列國の凡ての行爲は、

アメリカ
の帝國主
義

合衆國の平和と安寧とに危害を與ふるものとして觀察すべしと。然れどもヨーロッパは其當時に於ては勿論今日に於ても尙廣大なる植民地を有せり、イギリス領アメリカ及び西インド是なり。合衆國はイギリス領アメリカに對し經濟上及び政治上の利益の好餌を以て對イギリス策を講せしも、カナダの親アメリカ派は遂に勝を得ること能はず。之に反してポルトリコは合衆國・イスパニア戦争によりてアメリカの有に歸せり(一八九八年)。キューバに於てアメリカ人は條約上の權利によりて特定の事件に干渉するを得(一九〇一年)且經濟上の主權を收めたり。アメリカ人は又數十年來太平洋の彼岸をも自國の領土たらしめんと欲せしが、遂にハワイ(一八九二年)フィリピン(一八九八年)サモア群島の一部(一八九九年)及びグアム(マリアン群島)の一部を得たり。アメリカの帝國主義は最近の現象に非ずして以前より行はれたるものなり。アメリカ人も亦貿易上の主權と領土の擴張とは政治的軍事的問題たるをを知れり。モンロー主義の今日の解釋はアメリカ人のアメリカを主張する汎アメリカ主義と一致す。而してルーズ

べルトが近き頃説ける如く、帝國主義は各州に對する聯邦の權力を大ならしめ、資本家の專横及び其連合(トラスト)に對する行政權の力を大ならしめたり。行政政府は自由經濟説を奉ずるものの反對に顧慮することなく、斷乎として國家會社主義に向つて突進しつゝあり。

メキシコ灣附近及び太平洋岸の領土獲得は、東西の連絡未だ完からず、アレガニー連山の西方なる無限の森林、曠野、荒原、山岳によりて、交通が妨げられし間は、豫期せられたる希望を實現するに至らざりき。而して此連絡を完成し、内地を開放せしは、北アメリカ合衆國史上の最大事業にして、其規模の大なる、進歩の迅速なる、古今東西に其比類を見ず。

近世交通機關、特殊の移民法及び移民による人口増加は、此事業の三個の要件なりき。

北アメリカに於ける交通史は運河開鑿の時代を以て始まる。一八〇八年財務大臣ガラチンは一大運河の計畫を國會に提出せしが、然し此計畫は唯僅に部分的の實行を見るに止まれり。運河時代の最重要なる工事は一

内地の開

代運河の時

代鐵道の時

八二五年マクドニエリントンの指揮の下に完成せられたるハドソン河大湖間のエリー運河にして、支線は大湖とミシシッピー河系とを連絡す。而して此運河によりてニューヨークは東部の他の大都會を凌駕するに至れり。

一八二〇年代に於て既にマサチューセツツに汽車鐵道あり。其後十年にして鐵道建設は運河開鑿を中止せしめたり。アメリカは道路の時代を経ず、一躍して鐵道の時代に進めり。人口多き東部諸州の密なる鐵道網は無制限の自由競争によりて發達せしものなり。鐵道建設を内地に行ひ更に大洋に達せしめんが爲に、アメリカ人は土地寄附政策を實行せり。この政策は一八五〇年代より實行せられ、特に大横貫線即ち太平洋鐵道に於て其効果を奏せり (Central and Union Pacific 一八六九年)。

絶對的自由より生ずる弊害を除かんが爲めに、國家は一八八七年聯邦法律を制定せり。目下鐵道は聯邦及び諸州の管轄を受け、主要列車の賃金は法律によりて規定せられ、鐵道會社の合同も亦禁せられたり。然れども合衆國は今又水路の擴張に勉むるに至れり。

内地交通の進歩によりて合衆國領土の占取は五十年間に完了せられ、目下殆ど終局に達したるものと見るを得べし。最初より聯邦は未だ占取せられざる土地の所有者として見做されたり。一七九〇年に土地局設置せられて、土地測量せられ、一個四エーカー以上に分割せられ、競賣に附せられたり。最低価格は一八一九年より今日まで一エーカーに付き一ドル四分の一なり。一八六二年の聯邦居住地法は改正せられ、何人も雖も指令後六個月以内に開墾に着手し、七年以内に完了するときは、八十又は百六十エーカーの土地を無償にて取得するを得、此他各州には一定の限界以内の居住地の強制執行を禁ずる法律あり。然るに不幸にして往時は森林法なかりしかば、濫伐、焼却盛に行はれ、而も其得る所の木材の利益は必しも之に伴はざりき。近時の保護法規禁伐林は其制定の時機を失せり。

内地の廣大なる玉蜀黍及び小麥地方並に無限廣大なる牧草地域の占取以後、アメリカはヨーロッパ市場に於て、穀物及び畜産物の貿易に於て、凡ての競争者を凌駕するの能力を得、之によりて一八六〇年代以來ヨーロッパ

農業或はアメリカ農業の回轉期始まれり。西部地方の占取及び開墾は小農の代表者たる勞働農夫によりて行はれたり。勞働農夫は元來北東諸州の農業の代表者にして、嘗て奴隸によりて耕作せられ、奴隸解放後は小作地に分解せられたる大領土の所有者たる南部の植民者と反對の特色を有す。而も此勞働農夫はアメリカ農業の隆盛によりて其存在を失はんとす。

アメリカの工業中には尙自國の需要を充す能はざるものあるが故に、アメリカは或種類の物品を輸入し、農産物の過剰によりて之を仕拂はざるを得ず。又アメリカに外國資本の投下せられたるもの多く、其利子は農産物の形を取りて海外に流出するを以て、アメリカは輸出國ならざるべからず。機械を使用する農業家が小農民に對して有利の位置に立つことは明白なる事實にして、實際に於てアメリカの大農業家は小農民を壓倒し、其耕地を併呑するもの多し。外國の資本によりて經營せらるゝ大農法に對しては特別なる聯邦法律あり。然れども小農民に猶一層大なる壓迫を與ふるものは穀物賣買の資本組織なり。小農は勿論大取引の巧妙なる技術的方法

農民同盟

(昇降機)を利用するを得ざるに非ざれども、生産者と消費者との中間には、銀行及び取引所を有する數次の中間取引あり、價格は定期取引及び投機によりて左右せらる。是に於てアメリカ小農は四圍の境遇の壓迫を感じ、世界最大の勢力團體の一に數ふべき同盟を組織せり(國民的農夫同盟一八八九年)。今日まで農民は昇降機、倉庫、蒸汽精米所等を兼有する穀物投機商の團體に對して未だ獨立する能はざるなり。然れども一九〇〇年以來農産物の騰貴及び耕地需要の激増の結果として、農地の價格著く騰貴し、目下一般に田地は一大資本となり、人民の田地を希望すること未曾有の高度に達せり(土地の價格騰貴五割に達せり)。北アメリカ農業の將來の幸福は土地の科學的利用の進歩及び有爲なる人物の養成にあり。

西半球に於ても經濟と國家貿易と政治史との關係は密接なり。經濟活動の動機は歴史を左右するが、合衆國に存在を與へるものも亦此動機に外ならざるなり。

合衆國は共和政創設の初年に於て既に國家的破産に遭遇せり。獨立戰

政治史及び貿易史

一七九〇

年代の危機

最古の關稅表

船舶貨物差押條例及びイギリスとの戰爭(一八一四年)

爭中發行せられたる一億六千萬ドルの紙幣は、後に僅に表面價格の一分を以て引換を了れり。戰事後活氣を呈せる商業は又イギリス人を苦めたり、即ちアメリカに起りたる危機の爲めに、一七九二—九三年に亘りて、約七十のイギリスの土地銀行と一千のイギリス商店とは破産せり。

合衆國の最初の關稅法は保護主義に非ずして、寧ろ財政主義を取り、甚低率なりき(平均從價八分五厘)。自由貿易主義の南部(デモクラット)及び保護主義の北部(レバブリカン)の二大黨派は尙互に相制せり。

一八〇三年イギリス・フランス間の戰爭、新に世界の各地に起るや、アメリカは中立國として海外貿易を獨占せんと勉めたり。イギリス・フランスの封鎖政策に對して、アメリカは一八〇六年船舶差押條例を以て之に酬ひ、アメリカ船の外國行を禁せり。此條例は一八〇九年まで行はれたり。後久しからずしてフロリダ占領の爲めにイギリスと戰爭起れり(一八一二—一四年)。然れどもゲントの平和條約に次ぎてアメリカはイギリスと通商條約を締結せり(一八一五年)。

大規模の陸海封鎖の間にニッライイングランド諸州に於て本國工業發達せり。この工業は手工より機械經營に移らんとして保護を求めたり。綿花紡績業者及び織物業者に對し南方の綿花生産者、栽培地所有者及び奴隸使役者は自由貿易論者として反抗せり。蓋し後者は戰爭中に大なる損害を受けたればなり。大規模の農工業者間の衝突は數十年間止まざりしが、此争は同時に自由労働主義と奴隸制度維持主義との争なりき。當時既に南部諸州は保護主義の勝利ある毎に分離獨立を唱へたり。

一八一六年の關稅表以來保護關稅の時代となり、一八四六年まで繼續せり。一八四六年より大内亂(一八六〇年)の破裂に至るまで自由貿易論者は政權を掌握し、一八五七年の關稅表は其成功の項點を示せり。

合衆國は最初の五十年間に於て國內に發生せる數回の危機を見たり。自由の首唱地は又銀行自由の國にして、多數の兌換券發行銀行は其發行及び貸出を擴張し、遂に一八一四年に及んで支拂を停止するに至れり。一大中央銀行(合衆國銀行)の創設も之を救ふこと能はず、一八一八年再び危機起

保護主義時代(一八一六年)

自由貿易傾向(一八一六年)

銀行年(一八一四年)の危機

一八一八年の危機

一八三七年の危機

一八五〇年代の投機熱

一八五七年の危機

りて多くの銀行倒れ、一八二一年まで凡ての生産事業杜絶せり。一八二〇年代の未銀行の無謀なる營業再び起り、激烈なる投機熱は合衆國より延てヨーロッパの資本を犯せり。然れども大統領ジャクソン(一八二九—一八三七)年は此銀行界の弊を一掃せんと決心し、遂に合衆國銀行の特權を繼續せざりき(一八三六年)。此後數年間本銀行は私立銀行として其不信用なる頭取ピッツルの下に繼續せり。此くて一八三七年危機の前兆は國立銀行たる此不確實なる會社を襲ひ、一八三九年の大打撃を以て三萬三千の仕拂不能を生じ、其額五億ドルに達せり。

今や銀行界清新せられ、兌換券發行政策は預金政策に變じ、一八四〇年代は稍、平穩に經過せり。然るにカリフォルニアの金鑛發見は又投機熱の勃興を促し、一八五〇年代に於てヨーロッパ、アメリカ共に此熱に犯され、官僚及び實業家社會の破德腐敗は東西無比の度に達せり。一八五七年の投機業の危機は少くとも跋扈せる盜賊博徒團の一部を其空中樓閣的事業と共に葬り去れり。此危機はオハイオ生命信託會社の破産に始まり、五千個の

破産を以て終れり。アメリカ國民經濟界の損失總額は恐く二十億ドルに達せしならん。

一八五七年の恐慌後貿易政策上の黨派の争再び起れり。豫算は不足を示し、収入増加の必要は保護政策に新なる勝利を齎せり。動機者の名に因めるモリル案は初め否決せられしが、一八六一年法律となり、アメリカ商業史の第二の保護政策的時代茲に再び始めて今日に至れり。内亂の間モリル法案の關稅率は二回引上げられたり(一八六二年及び一八六四年)。一八七〇年代の初め自由貿易の反動一度效を奏せしも、一八七五年以來保護關稅論者再び牛耳を執れり。一八八三年の關稅表否寧ろ一八九〇年の關稅表(所謂マッキンレー關稅表)は保護論者の希望の凡てを包含せり。マッキンレー關稅法は一二の收入關稅を廢止し、確立せる工業(例へば鐵)の保護稅を輕減し、幼稚なる又は未成の工業の爲めに新關稅を設けたり。其農産物關稅はカナダの競争に向けられたるものなり。一八九〇年の關稅表は一八九四年のウィルソン關稅表により幾分引下げられしが、之に反して一八

保護政策的反動

一八六一
年のモリ
ル法案

一八九〇
年のマッ
キンレー
條例

ダン
グレ
ー
條
例

内亂の
政治上
の及
果は
結

九七年のダングレー條例は保護政策を更に發揮せり。平均率は關稅を課せらるべき物品の従價五割四分五厘にして、航海條例時代を追想せしむる規定その中にあり。例へば合衆國の船舶によらずして輸入せられたる物品は、この船舶が條約上合衆國の船舶と同一視せられざる限り、規定の關稅の一割の増徴を受くるが如し。狹義に於ける沿岸航海は内國船にのみ許されたり。又監獄製品及び牛の輸入は禁せられ、大統領の見るところにより合衆國の貨物に不公平なる待遇を與ふる國家の物品も亦輸入を禁せられたり。

一八六一年モリル條約が法律の效力を得し時既に内亂は南北の間に破裂せり。北部の勝利によりて共和國の國家的統一は將來の爲めに保持せられ、奴隸制度の廢止確立せり(一八六一年—六五年)。然れども合衆國は其後巨額の國債(百十億より目下三十億マルクに減せり)と價格を失ひて強制通用による紙幣(Greenbacks)との爲めに苦めり。戰爭中(一八六四年)金貨引換割引一八五に上りたる後、紙幣の回收其當を得たるにより、漸次(一八七八年)

其價格を回復せり。

内亂以來鐵道は益々西に向ひて進みしが、鐵道株の投機過度に行はれたるが爲めに、一八七三年の世界的危機は合衆國をも襲へり。其勢頗る猛烈にして、數日ならずして株式取引所は閉鎖せり。ニューヨーク取引所はこれより數年以前既に怪傑シエールゴールドの爲めに瀕死の打撃を受けたり。此投機者は引出し得べき凡ての金貨を引出して、其價を騰貴せしめたる後、密に反對の策略を回せり。この金貨の危機は黒金曜日(一六六九年)として永く有名となれり。

一八九三年再び危険なる金貨缺乏アメリカに起れり。然れども此現象はブランド及びシエルマン條例に基き多量に放散せられたる銀貨横溢の結果にして、騰貴せる金は外國に流出し、下落に向へる銀は國內に留りたり。而して此危機はシエルマン條例の中止によりて止みたり。然れども此時多數のトラスト、株式銀行、鐵道會社倒れて、事業沈滞は一八九〇年の半まで繼續せり。一八九五年後アメリカも亦活氣時代生まれり。第二十世紀の

初め一時の沈滞來りたるが、一九〇四年に至りて又凡ての方面に活氣現はれたり。

北アメリカは其經濟的位置の全體より觀察する時は、世界に於て第二位を占め、イギリス、ドイツの間にある。然し農業國としては第一位を占め、其工業も亦世界貿易に於て重要な地位を占有す。北アメリカの工業は保護政策によりて發展せしものにして、今も尙其保護の下に立てり。而して特に三大自然界の原料及び食料品に關し、自給國として理想に近きこと、合衆國の如きは、他に其例を見ず。又アメリカは鐵鋼業に於て第一位を占め、其綿花工業は輸出入の平均を保ち、其他の織物業に於ては輸入は輸出よりも大なり。輸出總額十六億ドルにして、世界輸出國の第一にあり(の三割六分は工業品、六割は農業、林業の産物なり)。資本の利益及び物價は常に上進するも、勞銀の上進は之に伴はず。然れどもアメリカの勞働賃金は今尙年々益々多くの移住民を吸収するの力あり。

萬國外國貿易(特殊貿易)の貨物販賣總額は約一千億マルクにして(一九〇

五年)内九十乃至百億はアメリカの手に存するを以て、アメリカは唯イギリス(百六十億)ドイツ(百十乃至百二十億)の下風に立つに過ぎざるなり。



世界商業史 終

大正元年十二月二十五日印刷

大正元年十二月二十八日發行

—(世界商業史奥付)—
□ 定價金壹圓八拾錢



譯者 高尾常磐

發行者 大橋新太郎

印刷者 水谷景長

印刷所 博文館印刷所

東京市小石川區久堅町百〇八番地

發兌元

(東京市日本橋區本町三丁目
振替貯金口座東京二四〇番)

博文館

法學士 桐生政次君著

世界商工業史

全一冊 洋裝菊判三百餘頁
並製正價金四拾五錢
特製正價金五拾五錢
郵稅各金八錢

平和の戦争は形式のみ、偶敗る、ことありと雖も暫く臥薪嘗膽の艱苦を忍ばず、忽にして會稽の恥を雪ぐことを得む、經濟の戦争に至りては即ち然らず、一度敗るるときは再び起つ能はず、其凱旋は永久的也、又實質的也、意を留めざる可けむや、彼の識者が寧ろ兵力の養成を捨て、も國力の進歩を取らむとするは即ち之が爲めなり、而して商工業の發達は實に國力進歩の唯一要件也、此書世界に於ける各國商工業の興敗を叙して其原因を明にし併せて其變遷の狀態を詳にせり、愛國の士は須く一本を購ふ可き也、而して我が商工業者たるものは進んで自ら其業を立て偏に當局の方針に狼狽するが如き從來の愚を再びすること勿れ

法學士 岸崎 昌君著

税關及倉庫論

全一冊 洋裝菊判三百餘頁
並製正價金四拾五錢
特製正價金五拾五錢
郵稅各金八錢

税關法及附屬法並びに商法倉庫編を基礎とし法律及經濟の二方面より秩序的に觀察し之れに實際的問題を加味したる者就中倉庫に於ては商法施行以來議論を醸せし各論點に就き詳細なる批評と著者の意見とを加へたり且つ本書は諸般の手續を明細にし行文は努めて平易を旨としたるが故に何人も一讀問題を理會することを得べし

法學士 相良維男君著

世界産業制度論

全一冊 洋裝菊判三百八十頁
並製正價金四拾五錢
特製正價金五拾五錢
郵稅各金八錢

我國の武名は既に世界を震撼したり、而も富力に於て憐れなる統計に甘んずるが如きは是れ寧ろ吾人の恥辱なり著者深く茲に感ずる所あり乃ち歐米各國の産業が如何にして今日の盛運に向ひたるか種々の産業は現今如何なる狀態に行はれつゝありや國家に對する政策は如何に之を決定すべきや等財政上、經濟上並社會上産業に關する百般の問題に亘り繁簡宜しきを圖り最新の材料に依り主として實際的に記述し理論に走らず廣汎膨大な問題に對して最も簡明なる解釋を與へたり苟も産業に志ある者は學者及經濟家とを論ぜず一讀を要す

法學士 野坂骨治君 法學士 辻宏吉君共著

外國貿易原論

全一冊 洋裝菊判二百五十餘頁
並製正價金四拾五錢
特製正價金五拾五錢
郵稅各金八錢

近時經濟學の著書漸く多きを加ふるに拘はらず獨り外國貿易に關するものに至ては太だ寥々たりとす是れ主として是が研究の最も困難にして而も議論の多岐に渉れるに在りてんばあらず著者夙に心を外國貿易の研究に潜め茲に本書の發行を見るに至りたるものにして先づ外國貿易の成立する所以國際的價格外國貿易の消長及び之に影響を及ぼす重大事項を初め苟も外國貿易に關する原理元則は悉く説明し盡して餘す所なし今や内國に於ける殖産興業の勃興は外國に對し貿易上の一大發展を促すの最も急要なるを見る、去れば世の學者實業家は勿論苟も經世の志ある人士は須らく一本を座右に具へ以て大に裨益利用する所なくんばあらざるなり

總領事

奥田竹松君著

北清の商業

全一冊 洋裝大判美木
紙數二百二十頁
正價金四拾五錢
郵稅各金六錢

目次

○北清概誌○交通の狀態○産業の狀態○南北清の相違せる點○北清貿易論○天津の航運業○天津商業區域の消長○天津より北清内地に通ずる商路○天津略誌○天津の金融機關○貨幣○爲替相場並に其動搖の爲に受くべき危険の豫防法○商取引○買辦○清國人の好惡を論ず○商品に關する注意○貨物の荷造○詰合せ方等に關する注意○重要なる北清向き日本商品▲附録……數項

世界の大大勢を

本書一卷に收む

山縣公 西園寺侯
桂 公 寺内伯
後藤男 題辭

大隈伯 添田博士序

伊東祐毅君著

第六回世界年鑑

全一冊

洋裝大判美木
紙數約千五百頁
正價金八拾圓
郵稅各金八錢
小包一内
送料一清、鮮、地、貳、拾、錢
全篇を日本の部、各國の部、世界の部、實用の部、附録の部の五大綱に分ち更に掲ぐるに許多の細目を以てし、加ふるに諸種の重要な圖章を挿み、卷秩整然、一目瞭乎として坐からし宇内の大大勢を知了すべからしむ、眞に我邦唯一の寶典なり
政治經濟商工業
唯一の大寶典

文學士 坂本健一君著

●博文館發行●

世界史

全二冊洋裝菊判總布上製
上卷千四百八頁下卷千四百廿頁
正價金壹圓六拾錢小包料拾貳錢
下卷金貳圓小包料金拾六錢

二十世紀の劈頭に立て回顧すれば、世界史上の幾江流は、宛轉曲折に幾千歳、軌近に至りて悉く會匯し、怒濤狂瀾今や天下を捲く亞細亞古來文明の燦たる、教學の變たるあり、漢族、匈奴の強大、蒙古、土耳其の昌盛ありしも、今や哈人と混落萎靡し盡して、獨り歐米の力能く乾輿を動かす、物質的文明の利便能く拒ぐ莫し、凡百の世界的統一とは西強の世界征服のみ、人種宗教の異動の前には博愛慈善枯れ、武裝平和は、富貴強弱の均衡を保せず、是豈未嘗有の大史局にあらずや、此の時に方り天下の極東に國して、新に振興の運に際會せる我國民は、東西古今の往史に鑑みて、世界潮勢の來路を究めざるべからず。此書上下二千五百頁、撰んで精ならず、述べて快ならずと雖も、世界東西隆否の實を通叙して既出の拜文世界史中に詳細を以て自許されんとす、敢て讀者參考の貢資、學徒研讀の指針として江湖に薦むる所以なり

文學士 坂本健一君編

世界史年表

全一冊洋裝菊判上製 正金壹圓小包料金八錢
紙數四百三十頁

年表の書、古來少からざるも、或は節約宜しきを得ず、或は非科學的にして體裁を成さず、之を憾とするや久し、坂本文學士の斯著、先人の成せる漢洋の別を捨て、又今人の屢試みし現在列國別の様式を採らず、別に一案を創定して、日本、東洋、中土、西洋の四欄を設け、最後に新世界の一欄を置き、東西古今一切の事蹟を眼前に躍如たらしむるに於て、新機軸を出して成功せるものなり、歴史の攻究に従ふの士は、茲に一新資料の供給を得たるを祝して、之を歡迎するを怠るべからざるなり。

以太利馬加威里氏著 日伯爵林 董君譯

羅馬史論

●博文館發行●

全一冊菊判上製 紙數六百八十五頁
正金壹圓八拾錢
小包料金拾貳錢

本書は「タイタスリヴィウス」の羅馬史に就て、政治の得失並に國風民俗の推移に隨つて、法律制度も亦革新を要する理由等を述べ、其筆の快利なる、庖丁の牛を解くが如し。殊に攻守の形勢戰略の得失を論ずる所別に一隻眼を具せり。林伯爵は外交官を奉じて海外にあること多年、其英京に在る時、公務の餘暇を以て、此書を譯せらる。其の歸朝せらるゝに及び、本館之を世に公けにするの榮を得たるものなり敢て江湖に薦む。

帝國教育會會長 辻新次君序文
陸軍高等師範學校教授 矢津昌永君
東京高等師範學校教授 山崎直方君
女子高等師範學校教授 町田則文君編
東京美術學校校長 正木直彦君
文部省參事官 牧瀨五一郎君纂

世界現勢地圖

精巧銅刻美麗着色
赤道比例尺二千五百萬分一
縱三尺五寸 橫四尺七寸

定價 軸仕 金六圓

(荷造料金拾五錢 送料實費)

映入金五圓

小包料 金拾六錢

法學士 夏秋龜一君著

(第六版)

●博文館發行●

最新統計學

全一冊

菊判紙數 並製定價四拾錢 郵稅八錢
三百餘頁 特製定價五拾五錢 郵稅八錢

社會の事物を秩序的に解釋するには自から具體的頭腦を以て緻密なる調査を経るを要す是れ統計學の今日に必要な所以なり而して近者著書の汗牛充棟世に出づるに拘はらず獨り統計學に關する良書の公にせられざるは夙に識者の遺憾とする所なり、夏秋法學士之を慨するあり最新統計學を著はして此需要に應せんとす深厚の學、流麗の筆紙數三百頁に過ぎざる小冊子なりと雖も善く其の大綱を説き盡くして肯綮に中る

法學士 工藤重義君著

國債論

並製定價金四拾錢 郵稅八錢
特製定價金五拾五錢 郵稅八錢

財政上の大問題は國債に在り政府は銳意國債の整理に汲々とし民間の志士は筆を秃して國債政策の可否を議するは實に今日我國の現状なり本書は國債の政策及び制度を一述せるものにして從來の國債書と異なり我國の國債制度を詳述したれば苟くも國債上の知識を得んとする人士は必讀の書なり

法學士 工藤重義君著

國債史

並製定價金四拾錢 郵稅八錢
特製定價金五拾五錢 郵稅八錢

國債史は國債の理論を解釋するに必要な資料なり國債史に通曉せずして國債上の問題を解釋せんとすれば妄言橫議の議を免れず現在せる各種の國債は若其發生存續に特有の沿革あり本書は著者の「國債論」と相俟て簡明に其の沿革を敘述し國債問題攻究者の資料に供せんとしたるものなり

342
298

終

